

投資法の施行に関する政令 (2023 年第 139 号、同年 6 月 26 日公布)

第一章 総則

第 1 条

本政令は、カンボジア王国の投資法の規定を施行することをその目的とする。

第 2 条

カンボジア開発評議会または特別市・州投資小委員会に登録及び承認された投資プロジェクトを本政令の適用範囲とする。

第 3 条

本政令で用いられる主な用語は以下のように定義される。

カンボジア開発評議会（略称「CDC」）とは、開発の協力、民間投資及び経済特区の指導並びに管理を任務とする、王国政府の補佐役及びワンストップサービスを担う行政機関をいう。

特別市・州投資小委員会（略称「MPISC」）とは、民間投資の審査・決定及び投資プロジェクトに関する紛争を解決するための仕組みとして、特別市・州行政の補佐役を担う機関をいう。

投資活動第 1 グループ（略称「グループ 1」）とは、本政令付属書 2 第 1 節に記載されている投資活動で、高レベルの技術を用いるまたは王国政府の優先分野における投資活動のグループをいう。

投資活動第 2 グループ（略称：「グループ 2」）とは、本政令付属書 2 第 2 節に記載されている投資活動で中レベルの技術を用いる投資活動のグループをいう。

投資活動第 3 グループ（略称：「グループ 3」）とは、本政令付属書 2 第 3 節に記載されている投資活動で低レベルの技術を用いる投資活動のグループをいう。

投資プロジェクトとは、適格投資プロジェクト、適格投資プロジェクトの拡張プロジェクト及び投資保証のみを受ける投資プロジェクトをいう。

適格投資プロジェクト（略称：「QIP」）とは、CDC または MPISC から登録証明書を取得した投資プロジェクトをいう。

輸出志向型 QIP とは、その製品の一部または全部をカンボジア王国外の購入者または受領者に販売または移転する QIP をいう。

裾野産業 QIP とは、その製品の一部または全部が輸出産業に供給される QIP をいう。

国内志向型 QIP とは、輸出を目的としない QIP をいう。

QIPの拡張プロジェクト（略称：「EQIP」）とは、既存の生産ラインの拡張、同一製品の生産ラインの多様化による拡張、生産性の向上または環境保護を目的とした近代的技術の導入による拡張、基本的な電気通信サービスのためのインフラの拡張、または、その他あらゆる形態でのQIPの拡張をいう。

投資保証のみを受ける投資プロジェクト（略称：「GIP」）とは、CDCまたはMPISCにGIPと明記された上で登録され、税制上の優遇措置を享受しない投資プロジェクトをいう。

営業日とは、カンボジア王国政府の公式な営業日である暦日をいう。

生産資材とは、原材料、半製品及び付属品をいい、生産工程で加工される物品を含み、石油製品及び自動車用スペアパーツを除く。

カンボジア法人とは、カンボジア王国内に事業場を有し、商業登記されており、その株式の51%以上がカンボジア国籍を有する者によって保有されている会社をいう。

建設機器とは、建築物の品質、快適性、使いやすさを向上させるために、建築物に使用されるまたは取り付けられる目的で組み立てられ、作成されまたは製造された機器をいい、ランプ、電線、光ファイバーケーブル、シンク、蛇口、浴槽、エレベーター、パイプ、エアコンなどが挙げられるが、これらに限定されない。本政令に定めるエアコンの輸入についての優遇措置については、製造業のQIPに対してのみ適用される。製造業以外の特定の分野における活動または投資プロジェクトのためにエアコンを輸入する場合における優遇措置については、財政管理法または他の政令でこれを定める。

者とは、自然人または法人をいう。

ネガティブリストとは、本政令付属書1に記載された投資プロジェクトのリストをいい、投資法第12条に基づき、QIPと見なすことができない投資活動のリストである。

投資活動分類リストとは、本政令付属書2に記載された投資活動リスト、並びに、王国政府の優先的な政策方針及び技術レベルに応じて分類されたグループ1、グループ2及びグループ3の投資活動リストをいう。

優遇事業所得税とは、QIPの事業活動から生じる課税所得に適用される税金をいう。課税所得とは、現行の税法の規定に基づいて計算された純利益をいう。

登録証明書とは、CDCまたはMPISCが発行する、投資プロジェクトの認定を確認するための証明書をいう。

投資家とは、CDCまたはMPISCに登録された投資プロジェクトを実施する者をいう。

投資活動とは、現行法令に基づいて管轄機関が書面で承認した、設立、売買、移転、拡大または合併されたカンボジア国内における事業活動をいう。

物流センターとは、貨物の吊り上げ、吊り下げ、積み込み、積み下ろし、組立て、仕分け、梱包、コンテナへの梱包のための集約、通関手続き、貨物流入のための情報処理などの付加価値のある物流サービスを含む、輸送のための貨物を収集、保管及び流通させるためのセンターをいう。

投資プロジェクト登録申請とは、QIP 及び GIP の設定を目的として、いずれかの者が CDC または MPISC に対して行う申請をいう。この申請には、QIP の拡張の申請を含み、また、1 つ以上のフェーズが含まれる場合がある。

生産設備とは、生産ラインにおいて主要な基盤として使用される機械、装置及びその他各種器具をいうが、自動車は除く。

建設資材とは、建設の初期段階またはその拡張段階において、QIP の投資活動を実施するために利用される建設機器を含み、あらゆる建設においてそのまま使用または加工される建設資材をいう。建設資材とは、砂、石、砂利、セメント、鉄、ガラス、粘土、セラミック、木材等を含む、建設構造物、建設機器、建設製品として組み合わせ、組み立てまたは使用するための原材料をいう。

本条で定める建設機器、建設資材及び生産設備は、投資プロジェクトに適した技術的条件と数量を備えていなければならない。

申請者とは、CDC または MPISC に投資プロジェクト登録申請を提出する者をいう。

投資資本とは、通貨または外貨で表示された投資額をいうが、土地価格及び運転資金は除く。

拡張 QIP 資本とは、新たな建設資材及び生産設備への投資にのみ用いられる、既存の QIP に対する追加投資額をいう。

投資プロジェクトの登録申請書類とは、本政令付属書 5、6 及び 7 の登録申請書式及び登録申請の関係書類をいう。

プロフェッショナルサービスとは、法律、財務、会計、監査、税務コンサルティング、建築、エンジニアリング、情報技術サービス、情報発信、広告、マネジメントサービスなどの様々なサービスをいう。

権限を有する代理人とは、投資プロジェクトを実施する自然人または法人から権限を付与され、委任状によって委任された権限の範囲で意思決定を行う権限を与えられた法的代理人をいう。

関係書類とは、投資プロジェクト登録申請書及びその他の申請書に添付して提出される書類をいう。

第二章

投資プロジェクトの登録及び実施のための手続き

第 4 条

1 QIP としての投資プロジェクトの登録申請は、以下の条件を満たすものとする。

- ① 申請者は、投資プロジェクト実施者またはその権限を有する代理人でなければならない。
- ② QIP として登録申請を行うプロジェクトは、カンボジア王国内に業務を行う場所及び登録事務所を有していなければならない。
- ③ QIP として登録申請を行うプロジェクトは、本政令付属書 1 に記載のある投資活動であってはならない。
- 2 QIP を実施しようとする者は、現行法令に基づく優遇措置、保証及び保護を受けるために、CDC または MPISC に対して、QIP としての投資プロジェクトの登録申請書を提出するものとする。
- 3 申請者は、本条第 2 項に従って QIP として投資プロジェクトの登録申請を行う場合、本政令付属書 5 の QIP としての登録申請書式に必要な事項を記載しなければならない。
- 4 上記 QIP としての投資プロジェクトの登録申請は、IT プラットフォームにおいてもこれを行うことができる。
- 5 すべて記入された QIP としての登録申請書には、投資プロジェクト実施者または権限を有する代理人が署名するものとする。
- 6 権限を有する代理人が QIP としての登録申請書に署名を行った場合、当該代理人は、代理人としての権限を証明する書類及び意思決定権限の範囲を特定する関係書類を提出しなければならない。
- 7 複数の投資活動への投資及び運営を希望する者は、主要プロジェクトまたはプロジェクトの拡張を支援する活動を除き、投資活動毎に個別に QIP としての投資プロジェクト登録申請を行わなければならない。
- 8 現行の手続きに従わずに停止または閉鎖、中断された投資プロジェクトは、投資プロジェクトの再登録が許可されないものとする。
- 9 登録申請された投資プロジェクトが、租税回避や脱税のために意図的に停止されたまたは閉鎖されたことが判明した場合、当該投資プロジェクトは QIP として再登録が許可されないものとする。
- 10 申請者は、設定された公共サービス料金表に従って、サービス料金を支払わなければならない。

第 5 条

- 1 EQIP としての投資プロジェクト登録申請は、以下の条件を満たすものとする。
 - ① 申請者は、投資プロジェクトの実施者またはその権限を有する代理人でなければならない。
 - ② EQIP として登録申請を行うプロジェクトは既存の QIP であるものとする。

- ③ EQIP として登録申請を行うプロジェクトは、優遇事業所得税を受ける他の QIP の購入、売却または合併を含まないものとする。
 - ④ EQIP として登録申請を行うプロジェクトは、当初登録した QIP の投資資本を補うための資本注入であってはならない。
 - ⑤ EQIP として登録申請を行うプロジェクトは、本政令付属書 1 に記載されている最低資本金と同等の最低資本金の拡張を行うものとする。
- 2 EQIP を実施しようとする者は、本政令付属書 6 に定める手続き及び書式に従い、CDC または MPISC に対して、EQIP としての投資プロジェクトの登録申請書を提出するものとする。
 - 3 上記 EQIP としての投資プロジェクトの登録申請は、IT プラットフォームにおいてもこれを行うことができる。
 - 4 すべて記入された EQIP としての登録申請書には、投資プロジェクト実施者または権限を有する代理人が署名するものとする。
 - 5 権限を有する代理人が EQIP としての登録申請書に署名を行った場合、当該代理人は、代理人としての権限を証明する書類及び意思決定権限の範囲を特定する関係書類を提出しなければならない。
 - 6 申請者は、設定された公共サービス料金表に従って、サービス料金を支払わなければならない。

第 6 条

- 1 GIP としての登録申請を行おうとする者は、投資法並びにカンボジアが批准する投資に関する国際協定または条約に基づく投資保証及び保護を受けるために、本政令付属書 7 に定める簡易な手続き及び書式に従い、CDC または MPISC に対して、GIP としての投資プロジェクトの登録申請書を提出するものとする。上記 GIP としての投資プロジェクトの登録申請は、IT プラットフォームにおいてもこれを行うことができる。
- 2 すべて記入された GIP としての登録申請書には、投資プロジェクト実施者または権限を有する代理人が署名するものとする。権限を有する代理人が GIP としての登録申請書に署名を行った場合、当該代理人は、代理人としての権限を証明する書類及び意思決定権限の範囲を特定する関係書類を提出しなければならない。
- 3 申請者は、設定された公共サービス料金表に従って、サービス料金を支払わなければならない。
- 4 CDC または MPISC は、プロジェクトが国家の経済にもたらす利益と申請者に登録証明書を付与する必要性を衡量して、裁量をもって、本条第 1 項の申請について審査を行うものとする。
- 5 CDC または MPISC は、判断の基礎として、以下の条件を検討するものとする。

- ① 申請者は、投資プロジェクトの実施者またはその権限を有する代理人でなければならない。
- ② GIP として登録申請を行うプロジェクトは、カンボジア王国内に業務を行う場所及び登録事務所を有していなければならない。
- ③ GIP として登録申請を行うプロジェクトは、カンボジア王国の現行法令によって禁止される投資活動であってはならない。
- ④ GIP を実施する法人は、ASEAN 加盟国の国民でない、カンボジアが批准する投資に関する国際協定または条約を有しない国の国民でない、または、カンボジア王国と外交関係のない国の国民でない自然人によって所有または支配されないものとする。
- ⑤ GIP として登録申請を行うプロジェクトは、カンボジア王国内または国外での活動が禁止されている外国人が投資法に基づいて適法に投資機会及びその他の利益を得るために、権限を有する代理人によって実施されないものとする。

第7条

- 1 投資プロジェクトの登録申請が、本政令及び現行法令に定める登録手続きに基づいて完了した場合、CDC または MPISC は、投資法が規定する投資プロジェクト登録申請の審査におけるシングルウィンドウサービス・メカニズムに基づき、20 営業日以内に、申請者に対して、登録証明書を発行するものとする。登録証明書は、本政令付属書 8 の書式で、本政令付属書 9 の書式における主要条件及び優遇措置と共に提供されるものとする。
- 2 登録証明書には、関連する登録及び投資プロジェクトの実施のために、登録された投資プロジェクトに関連するいくつかの基本データを含む、ID 番号付きバーコード、QR コードまたはその他の技術システムが付されるものとする。関連する登録や投資プロジェクトの実施に関する適法性の審査に携わる省庁、機関、特別市・州の行政、部門及び部署は、申請者または投資家に対して、CDC または MPISC が発行する登録証に添付された ID 番号付きバーコード、QR コードまたはその他の技術システムに既に含まれている情報の提供を求めているものではない。
- 3 CDC または MPISC は、状況に応じて、申請者に対し、以下の具体的な理由を記載した書面を通知することによって、すべての投資プロジェクトの登録申請者に対する登録を遅延または拒否することができるものとする。
 - ① 投資プロジェクトの登録申請が、本政令及び現行法令が定める登録手続きに準拠していない
 - ② 申請者が法律または本政令が求める情報を十分に提供しない
 - ③ 登録申請を行うプロジェクトは非常にデリケートなものであり、閣僚会議または王国政府本会議での事前承認を要する

- 4 本条第3項の登録遅延の通知には、申請者が修正または完了すべき事項または条件及びその期間を明示するものとする。

第8条

- 1 申請者に登録証明書が発行されたとしても、投資プロジェクトは、現行法令法律に基づいて、省庁、機関、特別市・州の行政、部門及び部署が求める承認、認可、免許、許可またはその他の登録の取得を免れない。
- 2 省庁、機関、特別市・州の行政、部門及び部署は、本政令第7条第1項が定める20営業日の経過後であっても、現行法令が定める承認、認可及び免許を与えなければならない。適切な理由のない、省庁、機関、特別市・州の行政、部門及び部署からの許可証等の発行の遅延は、投資プロジェクトの実施プロセスを妨げる理由とはならないものとする。申請者への登録証明書の発行日をプロジェクトの開始日とする。

第9条

- 1 担当官は、投資プロジェクト登録申請が現行の手続きに準拠していることを審査及び確認した後、CDC または MPISC の内部事務手続きに従って、遅滞なく、同申請を処理するものとする。
- 2 担当官は、投資プロジェクト登録申請書類を受領した場合、申請者に対し、後日の登録証明書の受領のために申請書受理証明書を発行するものとする。
- 3 CDC または MPISC は、投資法が規定するシングルウィンドウサービス・メカニズムを通じて、投資プロジェクト登録申請を審査し、決定を行うものとする。CDC または MPISC に常駐している省庁、機関、特別市・州の行政、部門及び部署を代表する職員は、シングルウィンドウサービス・メカニズムを通じて、遅滞なく、書面により、登録申請書を承認または不承認する旨のコメントを行うものとする。承認または不承認のコメントは、当該省庁、機関、特別市・州の行政、部門及び部署の意見とみなされるものとする。シングルウィンドウサービス・メカニズムの手続き及び運用方法は、CDC または MPISC がこれを定める。
- 4 CDC または MPISC は、シングルウィンドウサービス・メカニズムによる決定を受けた後、申請者に対して登録証明書を発行するものとする。同登録証明書は、申請者への手渡し、郵便局による郵送、電子的形式、または、CDC もしくは MPISC が公式に使用する IT プラットフォームを通じて発行することができる。

第10条

- 1 CDC または MPISC は、適法性及び登録証取得のための要件としての各種義務の履行について調査するために、投資法第13条に基づいて、投資プロジェクトの実施状況を調査する義務を負うものとする。

- 2 投資プロジェクトの実施状況の調査は、投資プロジェクトの実施関係者に事前通知を行った上で、定期的または必要に応じて実施されなければならないが、疑わしい場合には、省庁、機関、特別市・州の行政、部門及び部署は、事前通知を行うことなく調査を実施することができる。
- 3 投資プロジェクトの実施状況の調査の目的は以下の通りである。
 - ① 定められた原則に従って、投資プロジェクトの実施に必要な建設資材、建設機器、生産設備及び生産資材の需要及び使用の調査
税制上の優遇措置を受けて輸入された生産資材は、正当な理由、及び、現行法令に基づく、輸出、国内市場での販売または他の投資プロジェクトへの譲渡に関する許可なく、商品の有効期限を超えての保管または長期間未使用のままの保管が認められないものとする。
 - ② 国有財産または公的金融に関連する投資プロジェクトを含む、投資プロジェクトの実施の進捗状況並びに CDC または MPISC が投資プロジェクトに対して認めた投資優遇措置パッケージの利用状況の調査
 - ③ 投資プロジェクト案件の存在・不存在の調査

第 11 条

投資家は、以下に定める期間内及び様式で報告書を提出しなければならない。

- ① 投資家は、税務申告締切日から 20 日以内に、CDC または MPISC に対し、以下の事項に関する半期報告書及び年次報告書を提出しなければならない。
 - (a) その生産ラインのために使用する建設資材、建設機器、生産設備及びその生産資材の輸入に伴い、国が負担する関税、特別税及び付加価値税
 - (b) (投資資本、従業員・労働者数、生産状況、市場環境並びに環境及び社会的保護に関する義務の履行を明記して) 投資プロジェクトの実施状況
 - (c) 現行の租税法令に基づく納税義務の履行
- ② 報告書の雛形の形式及び詳細な手順は、CDC または MPISC の通達によってこれを定める。
- ③ 半期報告書及び年次報告書の提出義務
 - (a) CDC または MPISC は、投資家から提供された半期報告書及び年次報告書に基づき、その翌年に、投資家によるコンプライアンス証明書を発行するものとする。
 - (b) 投資家が本条に定める正しい報告書を提出したにもかかわらず、CDC または MPISC が投資家によるコンプライアンス証明書を発行しなかった場合、当該投資家は自動的に投資家によるコンプライアンス証明書を受領したものとみなされるものとする。
 - (c) 投資家が本条に定める正しい報告書を提出しない場合、投資プロジェクトは過去に受けた優遇措置、保証及び保護を失うものとする。投資家は、投資プロジェクトがこれまでの

優遇措置、保証及び保護を再度得るためには、CDC または MPISC に対し、報告書及び報告書を提出しなかった理由を記載した書面を添付した投資家によるコンプライアンス証明書発行申請書を提出しなければならない。

第 12 条

投資家は、投資プロジェクトに関連し、CDC または MPISC が保管している投資家の定款に記載された事項の変更について承認を得るために、CDC または MPISC に対し、決定申請書を提出するものとする。CDC または MPISC は、現行の手続きに従って、当該申請を審査し、決定を行わなければならない。

第三章 投資優遇措置

第 13 条

- 1 法律に別段の定めがない限り、本政令付属書 1 に記載されていない投資活動は、投資法に基づいて QIP のステータスを認める登録証明書の取得した後、本政令付属書が定める基準に従って、基本的優遇措置を享受することができる。
- 2 投資活動が本政令付属書 1 に該当するか否かについての審査及び決定または判断は、投資プロジェクト登録申請書類及びその他の公的証明に基づいて行われるものとする。
- 3 QIP は、基本的な税制上の優遇措置を受けるためには、申請時に QIP の投資計画に明記された期間または QIP が最初の収入を得る年の内、最も早い期間内に、本政令に定める投資資本、土地の大きさ及びその他の条件に関する義務を履行するものとする。農業分野の QIP については、免税期間の最終年まで、本政令に定める投資資本、土地の広さ及びその他の条件に関する義務を厳格に遵守しなければならない。
- 4 経済財務省の承認がない国有財産もしくは公的融資を伴う投資活動または投資プロジェクトは、投資プロジェクトとして登録されず、優遇措置を受けることができない。

第 14 条

- 1 投資法第 26 条に基づいて QIP として登録された投資活動は、以下のいずれかの選択肢から基本的優遇措置を選択する権利を有する。
 - ① オプション 1
 - (a) 最初に事業活動から収入を得た時点から、本政令付属書 2 の投資活動リストに記載されている投資活動グループの種類に応じた下記の期間、事業所得税の免除を受ける権利
 - グループ 1、9 年間

- グループ 2、6 年間
 - グループ 3、3 年間
- (b) 事業所得税の免税期間満了後の納付税額総額に対して、以下の割合で事業所得税を支払う優遇措置を受ける権利
- 最初の 2 年間、25%
 - 次の 2 年間、50%
 - 最後の 2 年間、75%
- (c) 本政令付属書 2 の投資活動リストに記載されている投資活動グループの種類に応じた以下の期間、前払所得税免除を受ける権利
- グループ 1、9 年間
 - グループ 2、6 年間
 - グループ 3、3 年間
- (d) 独立監査人からの監査報告の提出を条件として、ミニマム税免除を受ける権利
- (e) 他の法令に別段の定めがない限り、輸出税免除を受ける権利
- ② オプション 2
- (a) 現行の税制で規定されている特別償却によって損金算入する権利
- (b) 本政令付属書 2 の投資活動リストに記載されている投資活動のグループの種類に応じた以下の期間、その他の特定費用について最大 200%の控除を受ける権利
- グループ 1、9 年間
 - グループ 2、6 年間
 - グループ 3、3 年間
- 特定費用には以下を含む。
- 外国人従業員に代わるカンボジア人従業員の特定の技能訓練にかかる費用
 - IT システムを用いた会計帳簿の使用に関する費用
 - カンボジア人従業員が海外で特定の技術を学ぶための奨学金を提供するための費用
 - 人工知能やロボット技術または大規模データセンターの設置など、新技術、第 4 次産業革命に関するトレーニングを提供するための教育、研究開発及び外国人専門家の雇用にかかる費用
- (c) 本政令付属書 2 の投資活動リストに記載されている投資活動のグループの種類に応じた以下の期間、前払事業所得税免除を受ける権利
- グループ 1、9 年間
 - グループ 2、6 年間
 - グループ 3、3 年間
- (d) 独立監査人からの監査報告の提出を条件として、ミニマム税免除を受ける権利

(e) 他の法令に別段の定めがない限り、輸出税免除を受ける権利

2 上記2つのオプションによる優遇措置に加え、

- ① QIP は、関税、特別税及び付加価値税を国家の負担として、生産ラインのための建設資材、建設機器、生産設備を輸入する権利を有する。
- ② 本項第1号に加え、輸出志向型 QIP または輸出志向型 QIP のための裾野産業 QIP は、関税、特別税及び付加価値税を国家の負担として、生産ラインに用いる生産資材を輸入する権利を有する。生産資材が輸出志向型 QIP または輸出志向型 QIP のための裾野産業 QIP の生産ラインに供給するために用いられない場合、輸出志向型 QIP または輸出志向型 QIP のための裾野産業 QIP は、適用される法令に従い、関税、特別税及び付加価値税を支払わなければならない。
- ③ 法律に別段の定めがない限り、本政令付属書3に該当する投資活動は、投資法に定める QIP としての登録証明書の取得後、関税、特別税及び付加価値税を国家の負担として、生産ラインのための建設資材、建設機器及び生産設備を輸入する優遇措置を受けることができるが、税制上の優遇措置を受けることができないものとする。
- ④ 本政令付属書4に該当する投資活動を行う国内志向型 QIP は、関税、特別税及び付加価値税を国家の負担として、生産ラインに用いる生産資材を輸入する権利を有する。
- ⑤ 直接輸出する能力を持つ、または、輸入された生産資材を用いて製造を行う輸出志向型 QIP に生産資材を供給する能力を有し、納税を行っている国内志向型 QIP は、投資家の求めに応じて、適用される法令及び手続きに従って、払い戻しを受ける、または、後日輸入される品物に課される関税、特別税及び付加価値税の支払いのために留保されるものとする。

第15条

QIP は、本政令第14条に定める基本的優遇措置に加え、以下の追加優遇措置的を受ける。

- ① QIP は、QIP の実施に用いる国内生産された生産資材の購入に関する付加価値税の免除を受ける。この付加価値税の免除は税率0%として適用される。
- ② QIP は、以下の活動について、課税標準から150%の割合で控除を受ける。
 - (a) 研究、開発及びイノベーション
 - (b) カンボジアの労働者・従業員のための職業訓練や技能訓練の提供を通じた人材育成
 - (c) 労働者・従業員のための宿泊施設、食事場所、無償または手頃な価格の食堂、託児所及びその他の施設の建設
 - (d) 生産ラインのための機械のアップグレード
 - (e) 労働者・従業員への、宿泊施設から工場までの快適な移動手段、宿泊施設、食事場所、無償または手頃な価格の食堂、託児所及びその他の施設等、カンボジア人労働者・従業員に対する福利厚生の上

- (f) 固形廃棄物、有害廃棄物、液体廃棄物及び煙を含む、あらゆる廃棄物処理インフラへの投資または建設
- ③ QIP は、関税、特別税及び付加価値税を国家の負担として、投資プロジェクトの敷地内にある、投資プロジェクトの労働者・従業員のための宿泊施設、託児所、救護室、食事場所、無償または手頃な価格の食堂を建設するための建設資材及び建設機器を輸入する権利を有する。

第 16 条

EQIP への優遇措置の提供は、以下の内容を遵守するものとする。

- ① 投資活動の拡張の申請を行う QIP は、プロジェクトの拡張が以下のいずれかの形態をとる場合、事業所得税免除期間の優遇措置を受けるものとする。
- (a) 既存の生産ラインの拡張
 - (b) 同じ生産ライン内での生産ラインの多様化による拡張
 - (c) 生産性の向上または環境保護に繋がる最新技術の導入による拡張
- 他の形態でプロジェクトを拡張する場合には、王国政府の許可を得なければならない。
- ② EQIP は、元のプロジェクトの投資活動に従って、QIP の拡張時から、本政令付属書 2 の投資活動リストに記載されている投資活動のグループの種類に応じた以下の期間、事業所得税の免除を受けるものとする。
- (a) グループ 1、9 年間
 - (b) グループ 2、6 年間
 - (c) グループ 3、3 年間
- ③ EQIP の非課税所得は、課税所得合計額に QIP の資本拡張率を乗じた金額に等しい。QIP の資本拡張率は、QIP の資本拡張額を投資資本の総額で除した金額に等しい。投資資本の総額は、QIP の当初の登録投資資本に優遇措置が付与される QIP 拡張の資本を加えた金額に等しい。計算式は以下の通りである。
- $$II = TTI \times (EC / TC)$$
- II = 事業所得税免除の優遇措置を受ける所得
TTI = 課税所得合計額
EC = 優遇措置を受ける QIP 拡張の資本
TC = 投資資本の総額 (IC + EC)
IC = 当初登録された QIP の投資資本
- ④ EQIP の前払所得税は、拡張プロジェクトの事業所得税免税期間中の QIP の資本拡張率の割合に基づいて免除される。
- ⑤ EQIP は、独立監査人からの監査報告の提出を条件として、ミニマム税の免除を受けるものとする。

第17条

- 1 新車の組み立てを行う QIP は、以下の基準及び関税引下げ率に従い、国内市場に供給するための自動車用部品の輸入について、関税率、特別税及び付加価値税の引き下げの名目で優遇措置を受ける権利を有する。
 - それ以上の加工を要しない完成品となる部品を使用し、ローカル・コンテンツ率が3%以上であり、かつ、次の3つの条件のうち2つを満たす QIP は、関税、特別税及び付加価値税を50%引き下げる優遇措置を受けることができる。
 - (1) 自動車1台に400個以上の部品を使用する、(2) 投資資本が500万米ドル以上である、(3) 150人以上の労働者を雇用する
 - 塗装されていない完成品となる部品を使用し、ローカル・コンテンツ率が5%以上であり、かつ、次の3つの条件のうち2つを満たす QIP は、関税、特別税及び付加価値税を70%引き下げる優遇措置を受けることができる。
 - (1) 自動車1台に500個以上の部品を使用する、(2) 投資資本が1500万米ドル以上である、(3) 300名以上の労働者を雇用する
 - 塗装及び溶接されていない部品を使用し、ローカル・コンテンツ率が20%以上であり、かつ、次の3つの条件のうち2つを満たす QIP は、関税、特別税及び付加価値税を80%引き下げる優遇措置を受けることができる。
 - (1) 自動車1台に600個以上の部品を使用する、(2) 投資資本が3500万米ドル以上である、(3) 500人以上の労働者を雇用する
 - プレス、曲げ、溶接及び塗装されていない部品を使用し、ローカル・コンテンツ率が40%以上であり、かつ、次の3つの条件のうち2つを満たす QIP は、関税、特別関税及び付加価値税を90%引き下げる優遇措置を受けることができる。
 - (1) 自動車1台に700個以上の部品を使用する、(2) 投資資本が4500万米ドル以上である、(3) 600人以上の労働者を雇用する
- 2 本政令に定める税制上の優遇措置の基準は、王国政府に対して審査及び決定のための提案を行うために、経済財政省の指導及び調整の下、実際の必要性に応じて、検討、評価及び修正されるものとする。

第18条

- 1 QIP は、CDC または MPISC に対し、関税、特別税及び付加価値を国家の負担とする優遇措置を申請し、省庁・機関間の仕組みを通じて審査及び決定を受けることができる。
- 2 CDC に登録された投資プロジェクトの建設資材、建設機器、生産設備及び生産資材の輸入並びに使用についての関税、特別税及び付加価値税を国家の負担とする優遇措置提供の手続きは、経済財政省及び CDC の共同省令でこれを定める。

- 3 MPISC に登録された投資プロジェクトの建設資材、建設機器、生産設備、生産資材の輸入並びに使用についての関税、特別税及び付加価値税を国家の負担とする優遇措置提供の手続きは、経済財政省及び内務省の共同省令でこれを定める。
- 4 投資家または権限を有する代理人は、CDC または MPISC に対して省庁 - 機関間の仕組みを通じて書面で、関税、特別関税及び付加価値税を国家の負担として輸入した建設資材、建設機器、生産設備及び生産資材を、QIP に使用するまたは海外に輸出するために、他の投資家に譲渡、販売または再輸出することについて、審査及び決定を申請することができる。
- 5 投資家は、関税、特別税及び付加価値税を国家の負担として輸入した建設資材、建設機器、生産設備及び生産資材を CDC または MPISC の事前承認を受けて、他の目的のために使用、販売または譲渡する場合、現行の関税に関する法令に基づいて、関税、特別税及び付加価値税を支払わなければならない。
- 6 投資家は、関税、特別税及び付加価値税を国家の負担として輸入した建設資材、建設機器、生産設備及び生産資材を CDC または MPISC の事前承認を受けずに、他の目的に使用する場合、現行の関税に関する法令に基づいて、関税、特別税、付加価値税及びその他の罰金を支払わなければならない。
- 7 投資家は、関税、特別税及び付加価値税を国家の負担として輸入した建設資材、建設機器、生産設備及び生産資材を処分または廃棄する場合、手続きに従い、現行の法令を遵守しなければならない。
- 8 投資家は、CDC または MPISC から他の目的のための販売、譲渡または使用を承認する決定を受けた後 28 日以内に、現行の関税に関する法令に基づいて、関税、特別税、付加価値税及びその他の罰金を支払う義務を負う。
- 9 投資家は、本条が定める関税、特別税、付加価値税または罰金の支払いを怠るまたは遅延した場合、現行の法令に基づいて行政処分を受けるものとする。

第四章

投資維持サービスの提供

第 19 条

- 1 CDC または MPISC は、以下の投資維持サービスを提供するものとする。
 - ① 投資家から提供される情報を収集することによって、投資プロジェクトまたは投資家の状況を調査及び評価し、その進捗状況、実際のニーズ及び課題を把握すること
 - ② 投資に関する政策、法執行、法令及び手続きに関する最新の動向の発信、方向付け及び認識を高めることを目的として、省庁及び機関の代表者と関連する投資家との会合を開催すること

- ③ 投資家のためのあらゆる認証、認可、免許、許可または登録並びに出入国ビザ及び居住のために、関係省庁、機関、特別市・州の行政、部門及び部署と協議及び調整すること
 - ④ 国内のサプライチェーンの斡旋を促進するために、国内外の投資家を対象としたマッチングプログラムを開催すること
 - ⑤ 国内のサプライチェーンの斡旋及び一般的な投資維持サービスの提供のためのデータベースの設置についての発信、方向付け、認識を高めることを目的として、関係省庁、機関、特別市・州の行政、部門及び部署の代表者と関連する投資家との会合を開催すること
 - ⑥ 後方連携と前方連携の斡旋を深めることを目的として、既存の投資プロジェクトと連携して、それら投資プロジェクトの生産資材サプライヤーにカンボジアへの投資を促すこと
 - ⑦ カンボジア、メコン地域及び ASEAN 地域の主要な経済極及び経済回廊に繋がりうる投資プロジェクトまたは投資プロジェクトの拡張のための戦略的かつ可能性のある場所の発見に関するコンサルティングを行うこと
 - ⑧ 人材育成、研究開発及びイノベーションに関するコンサルティングを行うこと
 - ⑨ 投資家への金融支援について、関係部署と調整を行うこと
 - ⑩ 投資に関する紛争を未然に防ぐために、投資家が抱える課題を相談し、解決策を提示すること
 - ⑪ 投資法第 36 条に基づき、投資プロジェクトの実施に起因する紛争を解決するための仕組みに関するコンサルティングを行うこと
- 2 CDC または MPISC は、投資プロジェクトの実施のすべての段階において、信頼性を向上させ、投資家の課題に対処する可能性を見出すことを目的として、投資調整の有効性を高めるために投資維持サービスを提供する仕組みを準備し、それによって、すべての利害関係者の利益、公正な競争及び良好な投資環境を確保する。

第 20 条

- 1 投資維持サービスの提供は、CDC または MPISC の決定により設立された、CDC または MPISC の補佐役である省庁間、機関、特別市・州の行政、部門及び部署の仕組みにより行われるものとする。
- 2 CDC または MPISC は、関係省庁及び機関の代表者の参加を得て、省庁間、機関、特別市・州の行政、部門及び部署の仕組みを主導する主な担当者として機能する取りまとめ役を任命する。
- 3 関係省庁、機関、特別市・州の行政、部門及び部署は、省庁間、機関、特別市・州の行政、部門及び部署の仕組みの実施に参加する、決定権を有する代表者を選任するものとする。

第 21 条

- 1 投資家は、本政令附属書 10 に定める様式に従って、投資プロジェクトの実施に影響を及ぼす課題及び具体的な措置を特定及び明確化し、CDC または MPISC に申請書を送付することによって、省庁間、機関、特別市・州の行政、部門及び部署の仕組みからの投資維持サービスの申請を行うことができる。
- 2 CDC または MPISC は、投資維持サービスの申請を受けた後、課題の検討、評価及び抽出のための予定及び作業プログラムの作成に関する決定について確認した上で返答を行うものとする。
- 3 CDC または MPISC は、必要に応じて、関係省庁、機関、特別市・州の行政、部門及び部署と連携して課題の解決を支援する、または、投資家に省庁、機関、特別市・州の行政、部門及び部署を招いて面会を行い、解決を求めるための議論を行うことができる。

第五章

投資プロジェクトの購入、売却及び合併

第 22 条

- 1 投資プロジェクトは、その購入、売却または合併が、法律で禁止されていない、または、登録証明書もしくはその他のコンセンション契約によって制限されていない場合、投資優遇措置、保証及び保護を受け続け、投資法及び本政令に基づいてすべての義務を履行し続けることによって、購入、売却または合併することができる。
- 2 投資家は、投資法及び現行の法令に基づいて、投資プロジェクトを購入、売却または合併することができる。投資家とみなされていない者は、投資プロジェクトの購入または合併を希望する場合、現行の手続きに則って、CDC または MPISC に対して書面で申請を行わなければならない。
- 3 2つ以上の投資プロジェクトは、1つの投資プロジェクトに統合することができ、投資優遇措置、保証及び保護を受け続け、すべての義務を履行し続けることによって、元の投資プロジェクトの1つの名前を保持する、または、新しい投資プロジェクトの名前を作成することができる。
- 4 合併前に投資プロジェクトを実施した投資家の法的地位は、投資プロジェクトの合併によっては失われない。ただし、当該投資家が現行の法令に基づいて抹消された法人である場合は、この限りではない。
- 5 1つ以上の投資プロジェクトの購入、売却または合併について、本省令第五章に基づいて CDC または MPISC に対して登録申請が行われなかった場合、購入者は、購入、売却または合併の後、投資優遇措置、保証及び保護の権利を失うものとする。

第 23 条

- 1 投資プロジェクトの購入または売却を希望する者は、以下の必要な関係書類を添付して、CDC または MPISC に対して書面で申請を行わなければならない。
 - ① 取締役会議長または権限を有する取締役が署名した申請書
 - ② 売主としての投資家（投資家が法人である場合は、株主による決定が作成されなければならない。）及び買主の決定
 - ③ クメール語または英語に翻訳された海外の親会社の定款の写しを添付した株主総会決議または取締役会決議（これらの書類のすべてに、社印が必要であり、株主が海外の法人である場合には、弁護士または公証人の証明が必要である。）
 - ④ 投資プロジェクトの購入または売却に関する契約書
 - ⑤ 国税等債務の責任に関する証明書
 - ⑥ CDC または MPISC からの優遇措置付きの資材目録の引渡・受領書
 - ⑦ （新しい構成員について）クメール国籍の身分証明書または外国籍のパスポート
- 2 投資プロジェクトの合併を希望する者は、以下の関係書類を添付して、CDC または MPISC に対して書面で申請を行わなければならない。
 - ① 取締役会議長または権限を有する取締役が署名した申請書
 - ② 投資プロジェクトオーナーとしての投資家の決定（投資家が法人である場合は、株主による決定が作成されなければならない。）
 - ③ クメール語または英語に翻訳された海外の親会社の定款の写しを添付した株主総会決議または取締役会決議（これらの書類のすべてに、社印が必要であり、株主が海外の法人である場合には、弁護士または公証人の証明が必要である。）
 - ④ 合併後、投資プロジェクトを継続して実施する投資家の名前
 - ⑤ 合併に関する契約書
 - ⑥ 合併した投資プロジェクトを実施する法人の有効な定款
 - ⑦ 国税等債務の責任に関する証明書
 - ⑧ CDC または MPISC から優遇措置を受けた資材目録の引渡・受領書
 - ⑨ （新しい構成員について）クメール国籍の身分証明書または外国籍のパスポート
- 3 投資プロジェクトは、CDC または MPISC から、正式な認可及び投資プロジェクトを継続して実施する法人の新しい定款の承認を受けた後、購入、売却または合併されたものとみなされる。
- 4 本政令第五章に基づいて、投資プロジェクトの購入、売却または合併によって、投資プロジェクトを継続して実施する投資家は、投資プロジェクトに関する既存の権利義務を継承するものとする。

第六章 投資プロジェクトの停止

第 24 条

- 1 投資家は、投資法第 31 条第 1 号に定める投資プロジェクトの実施不能を理由とする投資プロジェクトの停止の場合、CDC または MPISC に対し、直接または権限を有する代理人を通じて、以下の関係書類を添付して、投資プロジェクトの停止を申請しなければならない。
 - ① 投資家または権限を有する代理人が署名した申請書（投資家が法人の場合、申請書には取締役会議長が署名しなければならない。）
 - ② クメール語または英語に翻訳された海外の親会社の定款の写しを添付した株主総会決議または取締役会決議（これらの書類のすべてに、社印が必要であり、株主が海外の法人である場合には、弁護士または公証人の証明が必要である。）
 - ③ 法人の有効な定款
 - ④ 従業員・労働者に対する債務の状況を証明する書類
 - ⑤ 投資プロジェクトの実施を終了することを決定した日における、過去 3 年間の財務諸表の概要
 - ⑥ その他、投資プロジェクトの実施状況を証明することができる関係書類がある場合は、当該関係資料
- 2 投資家は、投資法第 31 条第 2 号に定める、一般パートナー全員の同意による投資プロジェクトを実施する法人の解散を理由とする投資プロジェクトの停止の場合、CDC または MPISC に対し、直接または権限を有する代理人を通じて、以下の関係書類を添付して、投資プロジェクトの停止を申請しなければならない。
 - ① 取締役議長または権限を有する代理人が署名した申請書
 - ② クメール語または英語に翻訳された海外の親会社の定款の写しを添付した株主総会決議または取締役会決議（これらの書類のすべてに、社印が必要であり、株主が海外の法人である場合には、弁護士または公証人の証明書が必要である。）
 - ③ 法人の解散を決定する旨の取締役会の議事録
 - ④ 法人の有効な定款
 - ⑤ 従業員・労働者に対する債務の状況を証明する書類
 - ⑥ 投資プロジェクトの実施を終了することを決定した日における、過去 3 年間の財務諸表の概要
 - ⑦ その他、投資プロジェクトの実施状況を証明することができる関係書類がある場合は、当該関係資料
- 3 投資家は、投資法第 31 条第 2 項に定める、裁判所の決定による投資プロジェクトを実施する法人の解散を理由とする投資プロジェクトの停止の場合、CDC または MPISC に対し、

直接または権限を有する代理人を通じて、裁判所の法人の解散に関する確定した決定を添付して、投資プロジェクトの停止を申請しなければならない。

4 CDC または MPISC は、投資法第 31 条第 3 号に定める、現行の法令が定める義務の不履行を理由とする投資プロジェクトの停止の場合において、以下のときには、投資プロジェクトを停止する裁量を有するものとする。

- ① 投資家が登録証明書に記載された諸条件を満たさないとき（不可抗力を理由とする不履行は含まれない。）
- ② 投資家が登録証明書の受領後 12 ヶ月以内に投資プロジェクトの実施を開始しないとき（不可抗力またはその期間が契約において定められているコンセッション契約の履行を理由に投資プロジェクトが実施されない場合は含まれない。）
- ③ 実際の投資プロジェクトの実施状況が、登録された投資対象とは異なるとき

5 関係省庁もしくは機関または投資家は、投資法第 31 条第 4 号に定める、関係省庁もしくは機関または投資家の要請を理由とする投資プロジェクトの停止の場合、CDC または MPISC に対し、審査及び決定を受けるために、以下の確認書類を添付して投資プロジェクトの停止を申請するものとする。

- ① 環境、国防、公共の利益または国民の福祉に深刻な悪影響を及ぼすという事実
- ② 投資家が納税義務を回避しているという事実
- ③ 投資家が登録証明書に記載された諸義務を履行しないという事実（不可抗力を理由とする義務の不履行は含まれない。）
- ④ 投資プロジェクトがその場所の使用権を失ったという事実

6 投資プロジェクトは、CDC または MPISC が書面によって投資プロジェクトの停止を確認した時点で、停止されたものとみなされる。

第 25 条

投資家は、投資プロジェクトが停止された場合、本政令第 18 条が定める手続き及び内容に従い、残存資産を海外に譲渡する、または、カンボジア王国内で使用することができる。

第 26 条

投資家は、投資プロジェクトが停止された場合でも、現行の法令に基づき、納税及びその他の義務を免れることができない。

第七章 最終規定

第 27 条

本政令に反する規定は無効とする。

第 28 条

閣僚会議事務局担当大臣、経済財政大臣、全省庁の大臣、全関連機関の長、州知事及び特別市市長は、署名の日以降、それぞれの職務に従って本政令を実施することを引き受けるものとする。

付属書1 ネガティブリスト
 投資法の施行に関する政令 2023年6月26日付第139号
 優遇措置を受けることができない投資活動

A. 農業分野における投資活動

番号	投資活動	基準
A1	農作物、生物の生産、その他の農業活動	
A.1.1	稲作	<ul style="list-style-type: none"> ● 稲作：投資資本額が200万米ドル未満または土地面積が500ヘクタール未満であること。 ● 種籾の生産：土地面積が50ヘクタール未満であること。
A1.2	園芸、補助作物	<ul style="list-style-type: none"> ● 野菜：投資資本額が100万米ドル未満または土地面積が10ヘクタール未満であること。 ● 果実：投資資本額が100万米ドル未満または土地面積が100ヘクタール未満であること。 ● 観賞用植物：投資資本額が100万米ドル未満または土地面積が10ヘクタール未満であること。
A.1.3	産業作物	<ul style="list-style-type: none"> ● キャッサバ、レッドコーン、マメ科等を含むでんぷん作物：投資資本額が100万米ドル未満または土地面積が100ヘクタール未満であること。 ● パーム、サトウキビを含む砂糖作物：投資資本額が100万米ドル未満または土地面積が500ヘクタール未満であること。

		<ul style="list-style-type: none"> マメ科作物、カシューナッツ、ゴマ、ヒマワリ、ココナッツ、アブラヤシ等を含む油作物：投資資本額が 100 万米ドル未満または土地面積が 100 ヘクタール未満であること。 綿、ジュート、亜麻、桑等を含む繊維作物：投資資本額が 50 万米ドル未満または土地面積が 50 ヘクタール未満であること。 タバコを除く、コーヒー、茶を含むその他の産業作物：投資資本額が 50 万米ドル未満または土地面積が 50 ヘクタール未満であること。
A.1.4	動物の繁殖	投資資本額が 50 万米ドル未満であること、
A.1.5	遺伝子組換え生物	
A.1.6	あらゆる種類のタバコ製品の製造	
A.1.7	小型四足動物の飼育（飼育場）	投資資本額が 50 万米ドル未満または動物が 500 頭未満であること。
A.1.8	大型四本動物の飼育（飼育場）	投資資本額が 100 万米ドル未満または動物が 300 頭未満であること。
A.1.9	乳用四足動物の飼育（飼育場）	投資資本額が 50 万米ドル未満または動物が 100 頭未満であること。
A.1.10	鶏の飼育（養鶏場）	投資資本額が 50 万米ドル未満または動物が 2 万頭未満であること。
A.1.11	混合農場	投資資本額が 30 万米ドル未満かつ土地面積が 30 ヘクタール未満であること。
A.1.12	野生哺乳類の飼育	投資資本額が 25 万米ドル未満または動物が 250 匹未満であること。
A.1.13	野鳥の飼育	投資資本額が 25 万米ドル未満または動物が 1,500 匹未満であること。
A.1.14	野生爬虫類の飼育	投資資本額が 25 万米ドル未満または動物が 1,000 匹未満であること。
A.1.15	植樹	投資資本額が 50 万米ドル未満または土地面積が 400 ヘクタール未満であること。

	A.1.16	その他の植物のプランテーション	投資資本額が 25 万米ドル未満または土地面積が 100 ヘクタール未満であること。
	A.1.17	ゴムの植樹	投資資本額が 200 万米ドル未満または土地面積が 500 ヘクタール未満であること。
	A.1.18	ゴム加工、ゴム木の加工	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
A.2	水産養殖		
	A.2.1	淡水養殖	投資資本額が 100 万米ドル未満または土地面積が 5 ヘクタール未満であること。
	A.2.2	海洋養殖	投資資本額が 300 万米ドル未満または土地面積が 10 ヘクタール未満であること。
A.3	漁業		
A.4	塩の製造、加工		投資資本額が 50 万米ドル未満または土地面積が 5 ヘクタール未満であること。

B. サービス分野における投資活動

番号	投資活動	基準
B.1	自然科学、環境、エンジニアリングの研究開発、イノベーションへの投資活動	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
B.2	製造業、農業、観光業、インフラ、環境、エンジニアリング、科学分野における職業教育・訓練機関への投資活動	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
B.3	中等教育への投資活動	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
B.4	高等教育への投資活動	投資資本額が 400 万米ドル未満であること。

B.5	病院及び総合診療所の設立への投資活動	投資資本額が500万米ドル未満かつ病床数が40床未満であること。	
B.6	人工透析センターの設立への投資活動	投資資本額が500万米ドル未満であること。	
B.7	診断センターの設立への投資活動	投資資本額が500万米ドル未満であること。	
B.8	高齢者治療、ケアセンターの設立への投資活動	投資資本額が500万米ドル未満であること。	
B.9	冷蔵倉庫のような特定の倉庫のための技術仕様を有する物流センターの設立への投資活動		
	B.9.1	物流センター事業への投資活動	投資資本額が1千万米ドル未満であること。
	B.9.2	フォークリフト、設備等を含む、冷蔵倉庫、コールドチェーン事業への投資活動	投資資本額が300万米ドル未満であること。
B.10	農産業・工業用包装への投資活動	投資資本額が100万米ドル未満であること。	
B.11	国際的に認められた、農産物・農作物・食品の品質検査・管理のための研究所への投資活動	投資資本額が1500万米ドル未満であること。	
B12	<p>以下を含む、農業に関する物理的インフラ支援サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> - メッシュ、プラスチックハウス設置サービス - 配水、点滴灌漑、スプリンクラーシステム等の水源から植栽地までの灌漑システム - 室内栽培の組立、建設 - 洗浄、乾燥・サイロ設備、分類、色付け、梱包等の収穫後のサービス、農産物の収穫量を増やすための研究、技術的な助言の提供 - 農作物管理、品質維持サービス、害虫駆除サービス、包装、品質管理、消毒 - 灌漑システムの保守・管理 - 土地の保守 - 害虫の管理 	投資資本額が100万米ドル未満であること。	

B.13	農業支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 植物保護、植物検疫サービス：投資資本額が 100 万米ドル未満であること。 ● 農作物マッピングサービス：投資資本額が 150 万米ドル未満であること。 ● 土壌、肥料、生物農薬、農薬製剤、残留農薬、種子、植物の品質等の分析のための研究所：投資資本額が 100 万米ドル未満であること。 	
B.14	農業、農産業分野のための産業用機械の設置、据付、修理に関するサービス	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。	
B.15	農業用機械の設置、保守、修理に関するサービス		
B.16	遺伝子組換え生物の研究所	投資資本額が 500 万米ドル未満であること。	
B.17	植物組織培養の研究所	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。	
B.18	電気通信設備試験センターの設立	投資資本額が 500 万米ドル未満であること。	
B.19	自然科学、環境、技術博物館への投資活動	投資資本額が 800 万米ドル未満であること。	
B.20	海底・文化観光博物館、史跡・歴史的建造物の運営への投資活動	投資資本額が 200 万米ドル未満であること。	
B.21	植物園、観光公園、動物園、生物多様性・遺伝資源の保護活動への投資活動	投資資本額が 500 万米ドル未満であること。	
B.22	近代的テーマパークへの投資活動	投資資本額が 1 千万米ドル未満かつ土地面積が 5 ヘクタール未満であること。	
B.23	エコツーリズムエリアの開発への投資活動	投資資本額が 1 千万米ドル未満かつ土地面積が 100 ヘクタール未満であること。	
B.24	観光地開発への投資活動	現行の関係法令が定める条件に従わない投資活動であること。	
B.25	宿泊サービスへの投資活動		
	B.25.1	ホテル	4 つ星未満のホテルであること。

	B.25.2	ホテル、遊園地、ジム、動物園等の様々なサービスを備えたリゾート	3つ星以下のホテルで構成され、かつ、土地面積が10ヘクタール未満であること。
	B.25.3	リゾートホテル	4つ星未満のホテルで構成されていること。
B.26		近代的な図書館の設立	投資資本額が100万米ドル未満であること。
B.27		劇場の設立への投資活動	投資資本額が800万米ドル未満であること。
B.28		アートギャラリーの設立への投資活動	投資資本額が500万米ドル未満であること。
B.29		ショッピングモール・複合型ショッピングモールの設立への投資活動	投資資本額が1千万米ドル未満であること。
B.30		単一目的のセンター、国際商事展示・会議場用センターへの投資活動	投資資本額が1千万米ドル未満であること。
B.31		郵便、宅配サービス	
B.32		アニメーション、映画の制作活動、制作支援活動	投資資本額が100万米ドル未満であること。
B.33		ビデオ、写真、テレビ番組の制作、制作支援活動、レコーディング、音楽プロモーション活動	
B.34		あらゆる商業活動、輸出入、卸売、免税店を含む小売の活動 水路、陸路、空路によるあらゆる輸送サービス 国内の河川輸送サービスに関わる投資活動	
B.35		農産物輸送のための国内淡水路による輸送サービスへの投資活動	投資資本額が200万米ドル未満であること。
B.36		QIPであるホテルまたはリゾートに関わる投資プロジェクトではない、レストラン、カラオケパーラー、ナイトクラブ、バー、マッサージパーラー、フィットネスセンター、市場 第三者が営む、QIPの所在地内にあるレストラン、カラオケパーラー、ナイトクラブ、バー、マッサージパーラー、フィットネスセンター、市場等のサービスへの投資活動	
B.37		観光サービス業、観光エージェント、観光情報、観光広告	

B.38	カジノ、ギャンブル、賭博、総合または商業ギャンブル施設におけるサービス、ビジネス	
B.39	銀行、金融機関、保険会社、その他あらゆる金融仲介を含む、通貨、金融サービス、ビジネス	
B.40	ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、ビデオ制作、複製、演劇、これらに関連する活動を含む、報道、メディアに関する活動	
B.41	プロフェッショナルサービス	
B.42	不動産開発	
B.43	電子署名の証明の作成	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。

C. 工業分野における投資活動

番号	投資活動	基準
C.1	航空機、宇宙船、エンジン、その他の関連部品の製造、組立、設置	投資資本額が 200 万米ドル未満であること。
C.2	機関車、車両、その他の関連部品の製造、組立、設置	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
C.3	船舶、浮遊構造物の製造、組立、設置	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
C.4	レジャー・スポーツ用ボートの製造、組立、設置	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
C.5	二輪車及び三輪車を除く自動車の製造、組立、設置	投資資本額が 200 万米ドル未満であること。
C.6	二輪車、三輪車の製造、組立、設置	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。

C.7	自動車車体、トレーラー、セミトレーラーの製造、組立、設置	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
C.8	自動車の付属品、部品の製造	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
C.9	自転車、車椅子の製造、組立、設置	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
C.10	二輪車用部品の製造	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
C.11	機械、装置の製造、組立、設置	
C.11.1	航空機、自動車、二輪車用エンジンを除く、エンジン、タービンの製造、組立、設置	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
C.11.2	液体またはガスを動力とする装置の製造、組立、設置	
C.11.3	農業、林業、農産業、食品加工用の機械の製造、組立、設置	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.11.4	金属成形機械、工作機械、関連工具の製造、組立、設置	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
C.11.5	冶金用機械の製造	
C.11.6	鉱業、採石業、建設業用の機械の製造、組立、設置	
C.11.7	繊維製品、衣料品、皮革製品用の機械の製造、組立、設置	
C.11.8	農産業分野、工業分野に特化した多機能の産業用ロボットの製造、組立、設置	

	C.11.9	工業用冷蔵庫、工業用計量機、包装機、工業用浄水器、遠心分離機等の産業用機械の製造	
	C.11.10	ポンプ、圧縮機、タップ、その他の弁の製造	
	C.11.11	軸受け、歯車、歯車装置、伝動装置の製造	
	C.11.12	炉、炉用バーナーの製造	
	C.11.13	吊り上げ、ハンドリング装置の製造	
	C.11.14	動力式手道具の製造	
	C.11.15	コンピュータ及び周辺機器を除く、事務用機器、用品の製造	
C.12	電子機器、光学製品の製造、組立、設置		
	C.12.1	電子コンピュータの製造・組立・設置	
	C.12.2	コンピュータ周辺装置の製造、組立、設置	
	C.12.3	電子部品のパネル、チューブの製造	
	C.12.4	半導体パネル、その他の電子部品の製造、組立、設置	
	C.12.5	通信設備の製造、組立、設置	
	C.12.6	測定・試験・操縦・制御装置の製造	
	C.12.7	照射、電気治療、電気療法装置の製造、組立、設置	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
	C.12.8	写真用装置の製造	
	C.12.9	写真用装置の組立、設置	
	C.12.10	腕時計、壁掛け時計の製造	
	C.12.11	腕時計、壁掛け時計の組立、設置	
	C.12.12	磁気、光媒体の製造、組立、設置	
	C.12.13	テレビの製造、組立、設置	

	C.12.14	録音・録画機器、受信・複写機器の製造、組立、設置	
C.13	電気機器の製造、組立、設置		
	C.13.1	電動機、変圧器、整流器、電動発電機の製造、組立、設置	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
	C.13.2	配電、制御装置の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
	C.13.3	光ファイバーケーブルの製造	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
	C.13.4	絶縁配線、鉄鋼製・銅製・アルミニウム製のケーブル、電子ケーブルの製造	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
	C.13.5	配線装置の製造	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
	C.13.6	電気照明器具の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
	C.13.7	家庭用電気製品の製造、組立、設置	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
	C.13.8	家庭用暖房器具の製造、組立、設置	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
	C.13.9	電池、蓄電池、蓄電システム、燃料電池、高密度蓄電装置（バッテリー、充電器）の製造	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
C.14	C.14.1	ソーラーパネル、基板、部品、システムの製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
	C.14.2	ソーラーパネル、基板、部品、システムの組立、設置	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.15	医療機器の製造、組立、設置		
	C.15.1	高リスク・ハイテク医療機器（例：X線装置、MRI スキャン、CT スキャン、インプラント等）、公衆衛生分野の研究用医療機器の製造、組立、設置	投資資本額が 500 万米ドル未満であること。
	C.15.2	布・繊維製の医療機器を除く、その他の医療機器の製造、組立、設置	投資資本額が 200 万米ドル未満であること。

	C.15.3	布・繊維製の医療機器（例：医療分野で使用される衣服、布、帽子、マスク、ガーゼ、コットン等）の製造、組立、設置	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.16		基礎医薬品、医薬品、医薬品の原料の製造	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎医薬品：投資資本額が 50 万米ドル未満であること。 ● 医薬品、医薬品の原料：投資資本額が 200 万米ドル未満であること。
C.17		国内の廃棄物や植物を原料とするバイオガスの製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.18		バイオプラスチック製品の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.19		国際機関または世界保健機関の規制に違反しない基礎化学品の製造	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
C.20		肥料、窒素化合物の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.21		プラスチック、合成ゴム素材の製造	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
C.22		国際機関または世界保健機関の規制に違反しない農薬、その他の農業科学製品の製造	投資資本額が 70 万米ドル未満であること。
C.23		ペイント、ワニス（つや出し剤）、それに類する塗料の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.24		石鹼、洗剤、清掃用品、研磨剤、香水、化粧品の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.25		人造繊維の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.26		植物抽出製品の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.27		タイヤ、チューブの製造、ゴムタイヤの再成形、再製造	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
C.28		タイヤ、チューブ以外のゴム製品の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.29		プラスチック製品の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.30		粘土、石製品の製造	
	C.30.1	ガラス、ガラスを使用したあらゆる製品の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。

	C.30.2	コンクリートを除く、モルタル、耐火セラミック、レトルト、るつば、マグネサイト、ドロマイト、クロマイト等の耐火性製品の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
	C.30.3	磁器、セラミック製品の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
	C.30.4	セメントの製造	投資資本額が 500 万米ドル未満であること。
	C.30.5	石灰、石膏の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.31	金属の製造、加工		
	C.31.1	第一次鉄鋼、鋼の製造	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
	C.31.2	第一次貴金属、その他の非鉄金属の製造	
	C.31.3	鉄、鋼の鋳造	
	C.31.4	非鉄金属の鋳造	
C.32	エンジンを除く金属構造物の製造		
	C.32.1	構造用大型金属製品の製造	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
	C.32.2	金属ケーブル、金属メッシュ、釘・スタッド、リベット、ねじ頭・類似製品、船のスクリュー、錨、鉄道線路据付品、フック、磁石等の金属加工製品の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
	C.32.3	加工金属を使用した家電製品の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
	C.32.4	金属製のタンク、貯槽、コンテナの製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
	C.32.5	刃物、手道具、一般金物類の製造	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.33	繊維製品、縫製、靴、鞆、繊維関連製品の製造		
	C.33.1	繊維製品の製造、紡績、織布、仕上げ	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
	C.33.2	衣料品を除く繊維仕立て製品の製造	
	C.33.3	衣料品の製造	

	C.33.4	皮革、皮革・毛皮関連製品の製造	
	C.33.5	靴の製造	
	C.33.6	スーツケース、ハンドバッグ、鞍・手綱に類似した製品、旅行用品の製造	
	C.33.7	ボタン、ファスナー、ラベル等の衣料用付属品の製造	
C.34	国産の木材、コルク、藁、編み物素材の製品の製造		投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.35	紙の製造		投資資本額が 1 千万米ドル未満であること。
C.36	紙粉の製造		投資資本額が 1 千万米ドル未満であること。
C.37	加工紙の製造		投資資本額が 1 千万米ドル未満であること。
C.38	紙製品の製造		投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.39	染色を除く、紙、布、プラスチック、ガラス、鏡への大判印刷		投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
C.40	精製石油から派生するコークス、製品の製造		
	C.40.1	精製石油から派生するコークスの製造	投資資本額が 500 万米ドル未満であること。
	C.40.2	精製石油から派生する製品の製造	投資資本額が 500 万米ドル未満であること。
C.41	スーツケース運搬用台車、手押し台車、そり、ショッピングカート等の手押し運搬機器の製造		投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.42	家具の製造		投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
C.43	宝石、装身具、関連する装身具の製造		投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.44	楽器の製造		投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.45	スポーツ用品の製造		投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.46	ゲーム、玩具の製造		投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
C.47	農産物を原料とする飲料品の製造		投資資本額が 50 万米ドル未満であること。

C.48	食品の製造、加工		
	C.48.1	食肉の製造、加工、保存	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
	C.48.2	食肉の製造、加工、魚、海産物（ロブスター、カニ）、軟体動物（カタツムリ、ムール貝）の保存	
	C.48.3	果物、野菜の製造、加工、保存	
	C.48.4	植物性、動物性油脂の製造、加工	
	C.48.5	酪農製品の製造、加工	
	C.48.6	生乳、生クリーム of 製造、加工	
	C.48.7	粉乳、練乳、脱脂乳の製造、加工	
	C.48.8	アイスクリーム、箱入りアイスクリーム、アイスキャンディー、他の風味を有する氷の製造、加工	
	C.48.9	精穀製粉、澱粉、澱粉製品の製造、加工	
	C.48.10	パン、ラスク、ビスケット、保存用菓子の製造、加工	
	C.48.11	砂糖の製造、加工	
	C.48.12	ココア、チョコレート、砂糖菓子の製造、加工	
	C.48.13	マカロニ麺、麺類、クスクス、類似の穀粉製品の製造、加工	
	C.48.14	冷凍食品、缶詰、真空調理商品等、販売用に包装され、ラベルが貼付された調理済み食品の製造、加工	
	C.48.15	コーヒー、茶、ハーブティー、乳児用粉ミルク、ベビーフードの製造、加工	
	C.48.16	加工済みスパイス、ソース、調味料、その他の調理製品の製造、加工	

C.49	動物飼料の製造、加工	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
------	------------	------------------------

D. インフラ分野における投資活動

番号	投資活動	基準
D.1	気候変動への適応、緩和のための技術への投資活動	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
D.2	環境、生物多様性、循環型経済の管理、保護、保全への投資活動	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
D.3	土壌、産業廃棄物、燃料廃棄物からの汚染物質の処理、浄化等、環境汚染の管理、予防への投資活動	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
D.4	データ管理・収集・処理センターへの投資活動	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
D.5	経済特区の開発への投資活動	現行の関係法令が定める条件に従わない投資活動であること。
D.6	中小企業クラスターの開発への投資活動	現行の関係法令が定める条件に従わない投資活動であること。
D.7	工業団地の開発への投資活動	現行の関係法令が定める条件に従わない投資活動であること。
D.8	科学、技術、イノベーション、情報通信技術パークの開発への投資活動	現行の関係法令が定める条件に従わない投資活動であること。
D.9	物理的インフラへの投資活動	
D.9.1	道路、河川や海に架かる橋、鉄道の建設等、土木プロジェクト建設への投資活動	現行法令が定める条件に従わない投資活動であること。
D.9.2	港湾事業への投資活動	<ul style="list-style-type: none"> 国際港湾事業：投資資本額が 2 千万米ドル未満であること。 国内港湾事業、特定の種類の貨物のための港湾事業：投資資本額が 200 万米ドル未満であること。 観光港、マリーナ観光事業：投資資本額が 200 万ドル未満であること。

		<ul style="list-style-type: none"> 漁港、フィッシングマリーナ事業：投資資本額が 50 万ドル未満であること。
D.9.3	観光ロープウェイ建設への投資活動	投資資本額が 200 万米ドル未満であること。
D.9.4	浄水供給事業への投資活動	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
D.9.5	送電網、変電所のための主要インフラへの投資活動	投資資本額が 700 万米ドル未満であること。
D.9.6	天然ガス供給、配給のための主要インフラ建設への投資活動	投資資本額が 2 千万米ドル未満であること。
D.9.7	固形または有害廃棄物、埋立地の管理、収集、分離、リサイクル、処理のためのインフラ建設への投資活動	<ul style="list-style-type: none"> 地区レベル、地区群での投資活動：投資資本額が 100 万米ドル未満であること。 特別市・州レベルでの投資活動：投資資本額が 200 万米ドル未満であること。 地域レベルの投資活動：投資資本額が 300 万米ドル未満であること。
D.9.8	液体廃棄物の管理、処理のためのインフラ建設への投資活動	投資資本額が 100 万米ドル未満であること。
D.9.9	灌漑システム、貯水池、ポンプ場の建設への投資活動	投資資本額が 200 万米ドル未満であること。
D.9.10	再生可能エネルギー発電への投資活動	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
D.9.11	発電所の建設への投資活動	投資資本額が 1 千万米ドル未満であること。
D.10	駐車場への投資活動	投資資本額が 300 万米ドル未満であること。
D.11	デジタル産業への投資活動	
D.11.1	衛星システムのインフラ構築への投資活動	投資資本額が 6 千万米ドル未満であること。
D.11.2	ソフトウェア開発への投資活動	投資資本額が 50 万米ドル未満であること。
D.11.3	光ファイバーの建設への投資活動	投資資本額が 6 千万米ドル未満であること。

D.11.4	海底光ファイバー網の構築への投資活動	投資資本額が4千万米ドル未満であること。
D.11.5	データセンター、クラウドサービスの建設への投資活動	投資資本額が2千万米ドル未満であること。

付属書 2

投資活動のグループ分けリスト

第一節

投資活動グループ 1

No.	投資活動	コード (ISIC コード)
1	航空機、宇宙船、エンジン、その他の関連部品の製造、組立、設置	3030
2	機関車、車両、その他の関連部品の製造、組立、設置	3020
3	船舶、浮遊建造物の建造、組立、設置	3011
4	レジャー・スポーツ用ボートの製造、組立、設置	3012
5	二輪車、三輪車を除く自動車の製造、組立、設置	2910
6	自動車車体、トレーラー、セミトレーラーの製造、組立、設置	2920
7	自動車の付属品、部品の製造	2930
8	機械、器具の製造、組立、設置	28
	8.1 航空機、自動車、二輪車用エンジンを除く、エンジン、タービンの製造、組立、設置	2811
	8.2 液体またはガスを動力とする装置の製造、組立、設置	2812
	8.3 農業、林業、農産業、食品加工用の機械の製造、組立、設置	2821
	8.4 金属成形機械、工作機械、関連工具の製造、組立、設置	2822
	8.5 冶金用機械の製造	2823
	8.6 鉱業、採石業、建設業用の機械の製造、組立、設置	2824
	8.7 繊維製品、衣料品、皮革製品用の機械の製造、組立、設置	2826
	8.8 工業用冷蔵庫、工業用計量機、包装機、工業用浄水器、遠心分離機等の農産業分野、工業分野に特化した多機能の産業用ロボットの製造、組立、設置	2829
	8.9 工業用機械の製造	
9	電子機器、光学製品の製造、組立、設置	26
	9.1 電子コンピュータの製造、組立、設置	2621
	9.2 コンピュータ周辺装置の製造、組立、設置	2622
	9.3 電子部品のパネル、チューブの製造	2611
	9.4 半導体パネル、その他の電子部品の製造、組立、設置	2612
	9.5 通信設備の製造、組立、設置	2630
	9.6 測定・試験・操縦・制御装置の製造	2651

	9.7	照射、電気医療、電気療法装置の製造、組立、設置	2660
	9.8	写真用装置の製造	2670
	9.9	腕時計、壁掛け時計の製造	2652
	9.10	磁気、光媒体の製造、組立、設置	2680
	9.11	テレビの製造	2641
	9.12	録音・録画機器、受信・複写機器の製造	2642
10		ソーラーパネル、基板、部品、システムの製造	
11		タイヤ、チューブの製造、ゴムタイヤの再成形、再製造	2211
12		タイヤ、チューブ以外のゴム製品の製造	2219
13		自然科学、環境、エンジニアリングの研究開発、イノベーションへの投資活動	7210
14		デジタル産業への投資活動	
	14.1	衛星システムのインフラ構築への投資活動	
	14.2	光ファイバーの建設への投資活動	
	14.3	海底光ファイバー網の構築への投資活動	
	14.4	データセンター、クラウドサービスの建設への投資活動	
15		中等教育への投資活動	
16		高等教育への投資活動	8530
17		気候変動への適応、緩和のための技術への投資活動	
18		環境、生物多様性、循環型経済の管理、保護、保全への投資活動	
19		土壌、産業廃棄物、燃料廃棄物からの汚染物質の処理、浄化等、環境汚染の管理、予防への投資活動	39
20		経済特区の開発への投資活動	
21		中小企業クラスターの開発への投資活動	
22		工業団地の開発への投資活動	
23		科学、技術、イノベーション、情報通信技術パーク開発への投資活動	
24		物理的インフラへの投資活動	
	24.1	道路、河川や海に架かる橋、鉄道の建設等、土木事業の建設への投資活動	
	24.2	天然ガス供給、配給のための主要インフラ建設事業への投資活動	
	24.3	固形または有害廃棄物、埋立地の管理、収集、分離、リサイクル、処理のためのインフラ建設への投資活動	
	24.4	液体廃棄物の管理、処理のためのインフラ建設への投資活動	
	24.5	灌漑システム、貯水池、ポンプ場の建設への投資活動	

	24.6	発電所の建設への投資活動	
25		投資資本額が2500万米ドルかつ病床数が80床以上の病院、総合診療所の設立への投資活動	
26		高齢者治療、ケアセンターの設立への投資活動	
27		物流センター事業への投資活動	
28		遺伝子組換え生物検査の研究所	
29		国際的に認められた、農産物・農作物・食品の品質検査・管理のための研究所への投資活動	
30		農業支援サービス	
	30.1	植物保護、植物検疫サービス	
	30.2	農作物マッピングサービス	
	30.3	土壌、肥料、生物農薬、農薬製剤、残留農薬、種子、植物の品質等の分析のための研究所	
31		農作物、生物の生産、その他の農業活動	
	31.1	栽培	
	31.1.1	稲作	0111、 0112、0113
	31.1.2	園芸、補助作物	
	31.1.3	でんぷん作物、砂糖作物、油作物、繊維作物を含む産業作物	
	31.1.4	植物育種	0130
	31.2	動物生産、その他の畜産業	014
	31.2.1	小型四足動物の飼育（飼育場）	
	31.2.2	大型四足動物の飼育（飼育場）	0143、0144
	31.2.3	乳用四足動物の飼育（飼育場）	0146
	31.2.4	鶏の飼育（養鶏場）	
	31.2.5	混合農場	0150
	31.3	樹木、その他植物の植樹	-
	31.3.1	植樹	-
	31.3.2	その他の植物のプランテーション	-
	31.3.3	ゴムの植樹	
	31.3.4	ゴム加工、ゴム木の加工	
32		水産養殖	032
	32.1	淡水養殖	0322
	32.2	海洋養殖	0321
33		投資資本額が3千万米ドル以上の送電網、変電所のための主要インフラに関わる投資活動	

34	繊維製品の製造、紡績、織布、仕上げ	
35	投資資本額が2千万米ドル以上の国際港湾事業に関わる投資活動	
36	植物組織培養の研究所	
37	投資資本額が500万米ドル以上の、(X線装置、MRIスキャン、CTスキャン、インプラント等の)高リスクまたはハイテク医療機器、公衆衛生分野の研究用医療機器の製造、組立、設置	

第二節
投資活動グループ2

No.	投資活動	コード (ISICコード)
1	食品の製造、加工	10
	1.1 食肉の製造、加工、保存	1010
	1.2 食肉の製造、加工、魚、海産物（ロブスター、カニ）もしくは軟体動物（カタツムリ、ムール貝）の保存	1020
	1.3 果物、野菜の製造、加工、保存	1030
	1.4 植物性、動物性油脂の製造、加工	1040
	1.5 酪農製品の製造、加工	1050
	1.6 生乳、生クリーム of 製造、加工	1051
	1.7 粉乳、練乳、脱脂乳の製造、加工	1052
	1.8 アイスクリーム、箱入りアイスクリーム、アイスキャンディー、他の風味を有する氷の製造、加工	1053
	1.9 精穀製粉、澱粉、澱粉製品の製造、加工	1060
	1.10 パン、ラスク、ビスケット、保存用菓子ペストリーの製造、加工	1071
	1.11 砂糖の製造、加工	1072
	1.12 ココア、チョコレート、砂糖菓子の製造、加工	1073
	1.13 マカロニ、麺類、クスクス、類似の穀粉製品の製造、加工	1074
	1.14 冷蔵食品、缶詰、真空調理製品等、販売用に包装され、ラベルが貼付された調理済み食品の製造、加工	1075
	1.15 コーヒー、茶、ハーブティー、乳児用粉ミルク、ベビーフードの製造、加工	1076
	1.16 加工済みスパイス、ソース、その他の食材、その他の調理用製品の製造、加工	1077
2	動物飼料の製造、加工	1080
3	農産物を原料とする飲料品の製造	
4	国際機関または世界保健機関の規制に違反しない基礎化学品の製造	2011
5	肥料、窒素化合物の製造	2012
6	紙の製造	17
7	紙粉の製造	
8	プラスチック、合成ゴム素材の製造	2013
9	国際機関または世界保健機関の規制に違反しない農薬、その他の農業化学製品の製造	2021

10		ペイント、ワニス（つや出し剤）、それに類する塗料の製造	2022
11		石鹼、洗剤、清掃用品、研磨剤、香水、化粧品の製造	2023
12		人造繊維の製造	2030
13		植物抽出物製品の製造	
14		プラスチック製品の製造	2220
15		粘土、石製品の製造	23
16	16.1	ガラス、ガラスを使用したあらゆる製品の製造	2310
	16.2	コンクリートを除くモルタル、耐火コンクリート、レトルト、るつぼ、マグネサイト、ドロマイト、クロマイト等の耐火性製品の製造	2391
	16.3	磁器、セラミック製品の製造	2393
	16.4	石灰、石膏の製造	2394
17		金属の製造、加工	24
	17.1	第一次鉄鋼、鋼の製造	2410
	17.2	第一次貴金属、その他非鉄金属の製造	2420
	17.3	鉄、鋼の鋳造	2431
	17.4	非鉄金属の鋳造	2432
18		構造用大型金属製品の製造	2511
19		金属ケーブル、金属メッシュ、釘・スタッド、リベット、ねじ頭・類似製品、船のスクリュー、錨、鉄道線路据付品、フック、磁石等の金属加工製品の製造	2599
20		加工金属を使用した家電製品の製造	25991
21		腕時計、壁掛け時計の組立、設置	2652
22		磁気、光媒体の製造、組立、設置	2680
23		テレビの組立、設置	2641
24		録音・録画機器、受信・複写機器の組立、設置	2642
25		写真用装置の組立、設置	2671
26		電気機器の製造、組立、設置	27
	26.1	電動機、変圧器、整流器、電動発電の製造、組立、設置	2711
	26.2	配電、制御装置の製造	2712
	26.3	光ファイバーケーブルの製造	2731
	26.4	ステンレス鋼、アルミニウム製の絶縁電線、ケーブル、電気ケーブルの製造	2732
	26.5	配線装置の製造	2733
	26.6	電気照明器具の製造	2740
	26.7	家庭用電気製品の製造、組立、設置	2751
	26.8	家庭用暖房器具の製造、組立、設置	2752

	26.9	電池、蓄電池、蓄電システム、燃料電池、高密度蓄電装置（バッテリー、充電器）の製造	2720
27		ポンプ、圧縮機、タップ、その他の弁の製造	2813
28		軸受け、歯車、歯車装置、伝動装置の製造	2814
29		炉、炉用バーナの製造	2815
30		吊り上げ、ハンドリング機器の製造	2816
31		電力式手道具の製造	2818
32		二輪車、三輪車の製造、組立、設置	3019
33		自転車、車椅子の製造、組立、設置	3092
34		二輪車用の付属品、部品の製造	
35		製造、農業、観光、インフラ、環境、エンジニアリング、科学分野における職業教育・訓練機関への投資活動	8522
36		農作物輸送のための内陸貨物水運業への投資活動	5022
37		自然科学、環境、技術博物館への投資活動	
38		海底・文化文化博物館、史跡・歴史的建築物の運営への投資活動	9102
39		植物園、観光公園、動物園、生物多様性・遺伝資源の保護活動への投資活動	9103
40		近代的テーマパークへの投資活動	9321
41		エコツーリズムエリアの開発への投資活動	-
42		観光地開発への投資活動	-
43		基礎医薬品、医薬品、医薬品の原料の製造	21
44		国内の廃棄物や植物を原料とするバイオガスの製造	
45		バイオプラスチック製品の製造	
46		データ管理・収集・処理センターへの投資活動	6311
47		浄水供給事業への投資活動	
48		再生可能エネルギー発電への投資活動	
49		フォークリフト、設備等を含む、冷蔵倉庫、コールドチェーン事業への投資活動	
50		農産業・工業分野の包装への投資活動	
51		農業に関する物理的インフラ支援サービス	
	51.1	メッシュ、プラスチックハウス設置サービス	
	51.2	水源から栽培地までの灌漑システム（配水、点滴灌漑、スプリンクラーシステム等）	
	51.3	室内栽培の組立、建設	
	51.4	洗浄、乾燥・サイロ設備、分類、色付け、梱包等の収穫後のサービス、農産物の収量を増やすための研究・技術的な助言の提供	

	51.5	農作物管理、品質維持サービス、害虫駆除サービス、包装、品質管理、消毒	
	51.6	灌漑システムの保守・管理	
	51.7	土地の保守	
	51.8	害虫駆除	
52		タバコを除く、コーヒー、紅茶を含むその他の産業作物	
53		動物の繁殖	
54		野生動物の飼育	
	54.1	野生哺乳類の飼育	
	54.2	野鳥の飼育	
	54.3	野生爬虫類の飼育	
55		投資資本額が 1500 万米ドル以上 3 千万米ドル未満の送電網、変電所のための主要インフラへの投資活動	
56		皮革、皮革・毛皮関連製品の製造	
57		靴の製造	
58		スーツケース、ハンドバッグ、鞍・手綱に類似した製品、旅行用品の製造	
59		投資資本額が 200 万米ドル以上の国営港湾事業、特定の種類の貨物のための港湾事業への投資活動	
60		投資資本額が 200 万米ドル以上の観光港、マリーナ観光事業への投資活動	
61		投資資本額が 1 千万米ドル以上 2500 万米ドル未満で、病床数が 50 床以上 80 床未満の病院、総合診療所の設立への投資活動	
62		人工透析センター設立への投資活動	
63		診断センター設立への投資活動	
64		加工紙の製造	
65		投資資本額が 200 万米ドル以上の、布・繊維製の医療機器を除く、その他の医療機器の製造、組立、設置	

第三節
投資活動グループ 3

No.	投資活動	コード (ISIC コード)
1	繊維製品、縫製、靴、鞆、繊維関連製品の製造	13
	1.1 衣料品を除く繊維仕立て製品の製造	1392
	1.2 衣料品の製造	14
	1.3 ボタン、ファスナー、ラベル等の衣料用付属品の製造	
2	国産の木材、コルク、藁、編み物素材の製品の製造	1620
3	紙製品の製造	
4	染色を除く紙、布、プラスチック、ガラス、鏡への大判印刷	18
5	精製石油から派生するコークスまたは製品の製造	19
	5.1 精製石油から派生するコークスの製造	
	5.2 精製石油から派生する製品の製造	
6	金属製のタンク、貯槽、コンテナの製造	2512
7	刃物、手道具、一般金物類の製造	2593
8	コンピュータ及び周辺機器を除く事務機器、用品の製造	2817
9	スーツケース運搬用台車、手押し台車、そり、ショッピングカート等の手押し運搬機器の製造	3099
10	家具の製造	31
11	宝石、装身具、関連する装身具の製造	3210
12	楽器の製造	3220
13	スポーツ用品の製造	3230
14	ゲーム、玩具の製造	3240
15	物理的インフラへの投資活動	
	15.1 投資資本額が 50 万米ドル以上の漁港、フィッシングマリーナ事業への投資活動	
	15.2 観光ロープウェイの建設への投資活動	
	15.3 投資資本額が 700 万米ドル以上、1500 万米ドル未満の送電網、変電所の主要インフラへの投資活動	
16	投資資本額が 500 万米ドル以上 1 千万米ドル未満かつ病床数が 40 床以上 50 床未満の病院、総合診療所の設立への投資活動	
17	ソーラーパネル、基板、部品、システムの組立、設置	
18	電子署名の証明の作成	
19	ソフトウェア開発への投資活動	

20	塩の製造、加工	0893
21	農業、農産物分野のための産業用機械の設置、据付、修理	3320
22	駐車場への投資活動	
23	宿泊サービスへの投資活動	55
	23.1 ホテル	5510
	23.2 ホテル、遊園地、ジム、動物園等の様々なサービスを備えたり リゾート	
	23.3 リゾートホテル	
24	近代的な図書館の設立	
25	ショッピングモール、複合型ショッピングモールの設立への投資活動	
26	劇場の設立への投資活動	
27	アートギャラリーの設立への投資活動	
28	単一目的のセンター、国際商事展示・会議のためのセンターへの投資 活動	
29	アニメーション、映画の制作活動、制作支援活動	
30	セメントの製造	2394
31	電気通信設備試験センターの設立	
32	投資資本額が50万米ドル以上の（医療分野で使用される衣服、布、帽 子、マスク、ガーゼ、コットン）布・繊維製の医療機器の製造、組 立、設置	

注：

「上記のグループ1、グループ2、グループ3の投資活動にリストされていないその他の投資活動については、王国政府による審査及び決定の対象とする。」

「アンテナポールの建設への投資活動のQIPの拡張プロジェクトの優遇措置は、王国政府への審査及び決定のための提案を行うために、経済財政省の指導及び調整の下、実際の必要性に応じて、検討、評価及び修正の対象とする。」

付属書 3

税制上の優遇措置を受けることなく、関税、特別税及び付加価値税を国家の負担として
輸入を行う優遇措置を受ける投資活動または投資活動グループ

番号	投資活動または投資活動グループ	基準
1	携帯電話用アンテナのシステム、基地局の建設、拡張への投資活動	投資資本額が 6 千万米ドル以上であること。
2	保税倉庫のプロジェクトへの投資活動	投資資本額が 600 万米ドル以上であること。
3	配送センタープロジェクトへの投資活動	投資資本額が 1 千万米ドル以上であること。
4	ドライポートプロジェクトへの投資活動	投資資本額が 600 万米ドル以上であること。
5	灯油、各種鉱石に関する調査研究	調査研究活動の期間。
6	国内製造業のための加工を含む鉱物資源事業	投資資本額が 100 万米ドル以上であること。
7	鉱物、灯油の研究所の設立	投資資本額が 100 万米ドル以上であること。
8	鉱物資源、灯油産業	
	8.1 鉱物資源産業	<ul style="list-style-type: none"> • 鉱物資源産業の免許は、探鉱免許の範囲内、かつ経済的に効率的な鉱床から鉱物を探鉱・採掘する目的で、探鉱免許を持つコンセッション権者にのみ付与される。 • 本活動に対する税制上の優遇措置は、王国政府に対して審査及び決定のための提案を行うために、経済財政省の指導及び調整の

			下、実際の必要性に応じて、検討、評価及び修正されるものとする。
	8.2	灯油資源開発、灯油生産、灯油処理、灯油化学産業	<ul style="list-style-type: none"> 灯油資源開発、灯油生産、灯油処理、灯油化学産業に関する契約、免許、許可証 本活動に対する税制上の優遇措置は、王国政府に対して審査及び決定のための提案を行うために、経済財政省の指導及び調整の下、実際の必要性に応じて、検討、評価及び修正されるものとする。
9		灯油、灯油製品の貯蔵、供給、配給のための主要なインフラの建設への投資活動	投資資本額が2千万米以上であること。
10		天然ガス供給、配給のための主要なパイプラインの建設への投資活動	投資資金額が1千万米ドル以上で、供給・配給範囲が区・町レベルであること。
11		インビルディングソリューション（IBS）システムの建設への投資活動	投資資本額が2千万ドル以上であること。
12		生産資材・生産設備の供給センター	投資資本額が5千万米ドル以上、かつ経済特区、工業団地、農産品集散・加工団地、中小企業集積団地、製造集積団地、その他集合団地に所在する製造分野のQIPに対して供給するものに限る。

付属書 4

投資法の施行に関する政令 2023 年 6 月 26 日付第 139 号
国内志向型 QIP のための生産資材の優遇措置を受ける
投資活動または投資活動グループのリスト

投資活動または投資活動グループ	
1	園芸作物・補助作物
2	産業作物
3	植物育種
4	国内家畜の生産
5	動物用飼料の製造
6	肥料、農薬の製造
7	統合農業
8	農業支援サービス、収穫後のサービス
9	水産養殖
10	国内農産物の加工
11	国産の材木、コルク、藁、編み物素材を用いた製品の製造
12	国産の材木を使用した家具の製造
13	国産のゴムを用いた製品の製造
14	国内の固形廃棄物を原料とした包装資材、その他の資材の製造
15	医薬品の製造
16	動物用医薬品の製造
17	医療機器の製造
18	自動車、二輪車、三輪車、電子機器の組立、設置を行う QIP に供給される構造物の製造 国内で使用される農業機械の部品、構造の製造
19	蒸気発生器、乾燥機の製造 2513 ボイラーの製造 2825 農作物乾燥機の製造
20	計量素材、装置の製造 2651 測定・試験・操縦・制御装置の製造
21	インクルーシブビジネスを支援する製造

付属書 5

カンボジア王国

国家 宗教 王

カンボジア開発評議会

カンボジア投資委員会

適格投資プロジェクト登録申請書

1. 会社構造

A- 一般情報

- 会社名： クメール語での表記：.....
アルファベットでの表記：.....
- 所在地： - 会社事務所：.....
電話：.....、メールアドレス：.....
- 親会社名：.....
所在地：.....
電話：.....、ウェブサイト：.....
メールアドレス：.....
- 会社形態（の欄に✓を入れてください。）
 株式会社 パートナーシップ 外資商事会社
注：株式会社には、私的有限会社、公開有限会社、個人企業が含まれる。
- 登録資本金：.....米ドル、海外：.....%、国内：.....%
- 株式数：.....株、1株当たりの価格：.....

B- 会社の構成

- 株主

氏名	国籍	身分証明書またはパスポートの番号及び日付	住所	持分比率
1-				
2-				
3-				

- 取締役会の構成（第三者を含む）

氏名	国籍	身分証明書またはパスポート及び番号と日付	住所	社内の役職	事務のための署名権者
1-					
2-					
3-					

2. 投資プロジェクト登録申請

A- 一般情報

- 投資対象：..... (QIPの種類を示してください。例：国内志向型)
- 投資分野（の欄に✓を入れてください。）
 - 農業、農産業 物理的インフラ 産業
 - 鉱物資源 観光 基礎通信サービス その他
- コード番号：

番号	投資対象	ISIC コード番号

- 投資の申請者

- 氏名：.....、国籍：.....、住所：.....
- 社内の役職：.....、電話：.....、メールアドレス：.....
- 委任状（社内の役職がない場合）：第.....番、日付：.....

- 総投資資本額：.....米ドル、in:

- 敷地の手配：.....m²、金額：.....米ドル
- 建物の建設：.....m²、金額：.....米ドル
- 既存の建物 新しい建物
- 生産設備 金額：.....米ドル（付属書の様式に従い、リストを添付すること。）
- 事務所の金額：.....米ドル

- その他の金額：.....米ドル
- 運転資金：.....米ドル
- 投資資本の源泉：- 直接資本：.....、- 国内での貸付：.....、- 海外からの貸付：.....
- 投資場所：土地の所在地：.....番、.....通り、.....村、.....コミューン/サンカット、.....ディストリクト/カーン/市、.....首都/州、面積：.....m²
- プロジェクト実施のプログラム
 - 建設開始日：.....、完了予定日：.....
 - 機械を備え付ける日：.....、生産開始日：.....
- 製品情報

製品の 種類	HS コード	単位	年間生産能力				市場	
			初年度		全体		国内 %	輸出 %
			数量	価格 (米ドル)	数量	価格 (米ドル)		

- 輸出市場：.....

- 必要となる労働者数

労働者の種類	開始時		全稼働時	
	国内	海外	国内	海外
マネージャー				
エンジニア				
技術者				
アドバイザー				
事務所スタッフ				
熟練工				
非熟練工				

合計				
----	--	--	--	--

- 生産資材（原材料）の年間必要量：付属書に添付された様式に記入すること。

- 必要な燃料及び水

- 年間の石炭または木炭の量：.....m³/年、ガス：.....トン/年
- 燃料：.....トンまたはリットル/年
- 電力（設置電力）：.....MW、年間所要量：.....kwh
- 水の消費量：.....m³/年

B- 選択肢 事業所得税の免除及び投資保証

特別償却及び投資保証

(上記選択肢のうち、投資家は1つのみを選択することができる。)

C- 環境に関する情報

- 原材料及び完成品を投資場所から搬出入する態様

自動車 鉄道 その他：.....

- 予想される廃棄物の量

+ 液体廃棄物：..... m³/月、固形廃棄物：.....m³またはトン/月

+ 排出されるガス：..... /日

- 予想される濃縮物のリスト

+ 液体廃棄物/排水の排出過程

pH：.....

総懸濁物質 (TSS)：.....

(BOD₅)：.....

(COD)：.....

硝酸塩 (NO₃)：.....

アンモニウム (NH₄)：.....

油脂：.....

総窒素 (TN)：.....

総リン酸塩 (TP)：.....

重金属：.....

+ 大気中へのガス及び粒子の放出

一酸化炭素 (CO)：.....

二酸化窒素 (NO₂)：.....

二酸化硫黄 (SO₂)：.....

オゾン (O₃)：.....

鉛 (Pb) :

総懸濁粒子 (TSP) :

直径 10 ミクロン以下の微小粒子状物質 (PM₁₀) :

直径 2.5 ミクロン以下の微小粒子状物質 (PM_{2.5}) :

- 固形廃棄物の処理、液体廃棄物の排水、ガスの排出に使用される場所
.....
- 騒音及び高振動の増加の原因
.....
- 埋立・整地によって覆われている箇所の表面積
.....
- 労働者・従業員の居住状況
 - 清潔な水の供給： 公共水道網、 村の水道網、 その他
 - 健康・安全：.....
 - 衛生：.....
 - 固形廃棄物の管理：.....

D- 課税に関する情報

添付の付属書の通り、フォームに記入すること。

E- 追加の優遇措置の申請に関する情報

- プロジェクトには研究、開発、イノベーションが含まれるか？
はい いいえ
- 投資プロジェクトは、カンボジアの労働者や従業員への職業訓練や技能訓練による人的資源の開発を計画しているか？
はい いいえ
- 投資プロジェクトには、労働者や従業員のための宿泊施設、食事場所、手頃な価格の食堂、託児所、その他の施設の建設が含まれるか？
はい いいえ
- 投資プロジェクトには、生産ラインに必要な機械のアップグレードが含まれるか？
はい いいえ
- 投資プロジェクトは、カンボジア人労働者や従業員に対して、以下のような福利厚生を提供しているか？
 - 労働者や従業員のための快適な移動手段の提供
 - 宿泊施設
 - 食事場所や手頃な価格の食堂

託児所

その他の施設

注：上記で選択した項目については、必ず関係書類を添付すること。

3. 保証

プロジェクト所有者の名の下、上記情報には、意図的な改竄はなく、事実であることを保証します。

.....年.....月.....日作成

署名

付属書 5.1

必要な生産設備のリスト

.....の投資プロジェクトのため

番号	項目	単位	数量	単価 (米ドル)	合計価格 (米ドル)	源泉	
						国内	輸入
	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

付属書 5.2

必要な生産資材のリスト

.....の投資プロジェクトのため

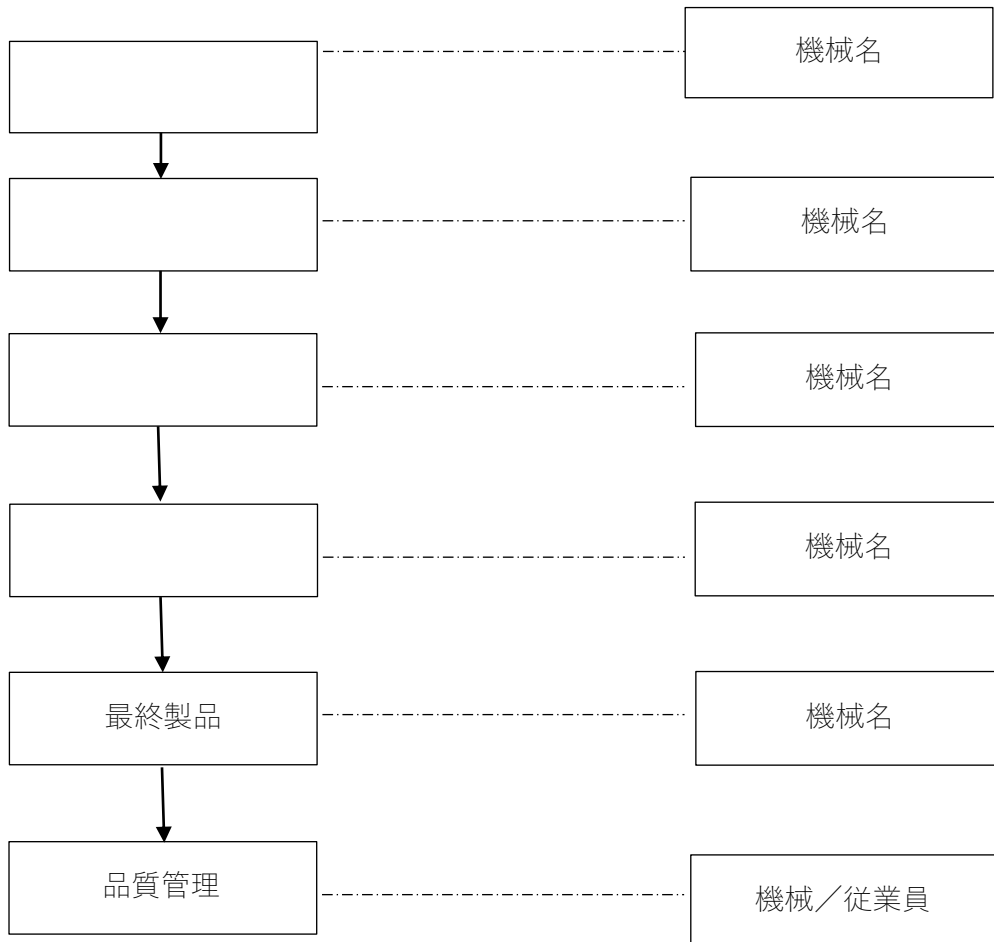
番号	項目	単位	数量	単価 (米ドル)	合計価格 (米ドル)	源泉	
						国内	輸入
	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

付属書 5.3

生産ラインの概要

製造生産事業用：

生産資材から最終製品までの生産ラインを示してください。



付録 5.4

生産ラインにおける主要な生産資材の使用基準を示すリスト

生産資材名	製品名及び1製品当たりにも主要な生産資材の必要量							
	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量

付属書 5.5

適格投資プロジェクトのための
手続の完了に関する情報一覧（チェックリスト）

- 1- 適格投資プロジェクトの登録申請書
- 2- 会社の定款
- 3- 株主及び取締役のパスポートまたは身分証明書の写し
- 4- 外国人株主及び取締役の犯罪履歴証明書
- 5- 株主及び取締役の写真
- 6- 株主が法人の場合は以下の書類を添付すること。
 - A- 当該法人の商業登記証明書
 - B- 法人の代理人の委任状
 - C- 親会社のプロフィール
- 7- 場所を証明する書類（不動産占有権証明書、賃貸借契約書、土地コンセッション契約書）
- 8- 場所、建物、工場、インフラ、機械・機器のレイアウト

付属書 6

投資法の施行に関する政令 2023 年 6 月 26 日付第 139 号

カンボジア王国

国家 宗教 国王

カンボジア開発評議会

カンボジア投資委員会

QIP の拡張プロジェクト (EQIP) 登録申請書

1. 会社情報

1.1-一般情報

- 会社名 :
- 投資プロジェクト :
- 投資場所 :

1.2-これまでの実際の活動

- 実際の投資資本額 :米ドル
 - 敷地の手配 :m²、金額 :米ドル
 - 建物の建設 :m²、金額 :米ドル、既存の建物 新しい建物
 - 生産設備 金額 :米ドル (付属書の様式に従い、リストを添付すること)
 - 事務所の金額 :米ドル
 - その他の金額 :米ドル
- 全従業員及び労働者数 :
- 過去 3 年の製品 :

製品名	年 :		年 :		年 :	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額

2. EQIP としての投資プロジェクトの登録申請書

2.1- 参考文書

- 取締役会または株主の決定：
- QIP 登録証明書：
- QIP としての義務履行証明書：

2.2- 申請者

- 氏名：、国籍：、住所：
- 会社での役職：、電話： メールアドレス：
- 委任状（会社に役職がない場合）： 第.....番、日付：

2.3- 目的：

2.4- 拡張する場所：

2.5- 拡張のための資本：

- 敷地の手配：m²、金額：米ドル
- 建物の建設：；m²、金額：米ドル、既存の建物 新しい建物
- 生産設備 金額：米ドル（付属書の様式に従い、リストを添付すること）
- 事務所の金額：米ドル
- その他の金額：米ドル

2.6- 資本の源泉

- 投資資本の源泉： - 直接資本：、 - 国内の貸付：、 - 海外からの貸付：

2.7- 実施のスケジュール

- 建設開始日：
- 建設完了予定日：
- 実施開始日：

2.8- 使用する生産設備のリスト

番号	項目	単位	数量	単価 (米ドル)	合計額 (米ドル)	源泉	
						国内	輸入
	1	2	3	4	5	6	7

1							
2							
3							

(リストは付属書として添付すること)

2.9- 必要となる生産資材の数量

製品名	国内		海外	
	数量	価格 (米ドル)	数量	価格 (米ドル)

(リストは付属書として添付すること)

2.10- 必要となる労働者数

労働者の種類	開始時		全稼働時	
	国内	外国	国内	外国
マネージャー				
エンジニア				
技術者				
アドバイザー				
事務所スタッフ				
熟練工				
非熟練工				
合計				

2.11- 生産に関する情報

製品の種類	HS コード	単位	年間生産能力	
			数量	価格 (米ドル)

--	--	--	--	--

2.12- EQIP 拡張後の推定生産能力

製品の種類	HS コード	単位	1 年目		2 年目		3 年目	
			数量	金額	数量	金額	数量	金額

3. 市場

- 国内：.....%
- 海外：.....% (国：...)

4. 保証：上記の情報は正確です。

日付：

社長
署名及び捺印

付属書 6.1

QIP の拡張プロジェクト (EQIP) のための 手続の完了に関する情報一覧

- 1- EQIP 登録申請書
- 2- QIP としての義務履行証明書
- 3- 取締役会議事録
- 4- 場所を証明する書類（不動産占有権証明書、賃貸借契約書、土地コンセッション契約書）
- 5- 場所、建物、工場、インフラ、機械・機器のレイアウト

付属書 7

投資法の施行に関する政令 2023 年 6 月 26 日付第 139 号

カンボジア王国

国家 宗教 国王

カンボジア開発評議会

カンボジア投資委員会

投資保証のみを受けるプロジェクト (GIP) 登録申請書

A. 投資家に関する一般情報

(1) 自然人としての投資家の情報

- 氏名： クメール語での表記：
- アルファベットでの表記：
- 性別： 市民権： 国籍：
- 身分証明書/パスポート番号： 有効期間：
- 現在の住所：
- 電話番号： メールアドレス：

(2) 法人としての投資家の情報

- 会社名：クメール語での表記：
- アルファベットでの表記：
- 会社形態 (の欄に✓を入れてください。)
- 株式会社 パートナースhip 外資商事会社
- 注：株式会社には、私的有限会社、公開有限会社、個人企業が含まれる。
- 登録証明書番号：
- 所在地： - 会社事務所：
- 電話：、メールアドレス：

- 親会社名：

所在地：

電話：、ウェブサイト：

メールアドレス：

- 株主構成及び株式数

● 株主

氏名	国籍	身分証明書またはパスポートの番号及び日付	住所	持分比率
1-				
2-				
3-				

● 取締役会の構成（第三者を含む）

氏名	国籍	身分証明書またはパスポート及び番号と日付	住所	社内の役職	事務のための署名権者
1-					
2-					
3-					

B. 投資プロジェクトの詳細情報

- 投資対象：

- 投資場所：番、通り、村、コミュン／サンカット、ディストリクト／カーン／市、首都／州

- 登録資本金：米ドル 海外：% 国内：%

- 株式数：株、 1株当たりの価格：

- 投資資本： 投資済み¹米ドル、 投資予定²米ドル

- 運転資金：米ドル

¹ 正式な代理人からの証明書を添付した実際の財務諸表を提出するものとする。

² 権限のある取締役の署名入りの投資／事業計画を提出しなければならない。

- 投資資本の源泉：- 直接資本：.....米ドル、- 国内での貸付：.....米ドル、- 海外からの貸付：.....米ドル

C. 権利放棄

カンボジア人投資家の場合

「私は、本登録申請が、カンボジア開発評議会を通じてカンボジア王国政府からプロジェクトの法的承認を得るためのものであり、現行の投資に関する国内法令に基づく保護を得るためのものであることを自己申告します。しかしながら、カンボジアが加盟する国際条約に基づき、外国人投資家が、カンボジア王国政府に対して、管轄の国際仲裁機関に投資に関する苦情を申し立てる手段や道を開くものではありません。私は、登録申請された当該プロジェクトの登録証明書の更新または新規発行に必要な条件が、カンボジア開発評議会の裁量に基づいて審査されることに同意します。」

外国人投資家の場合

「私は、本登録が、カンボジア開発評議会を通じてカンボジア王国政府からプロジェクトの法的承認を得るためのものであり、現行の投資に関する国内法令及びカンボジアが署名している国際条約に基づく保護を得るためのものであることを自己申告します。しかしながら、私はまた、登録証明書を取得するために法律及び本登録の前提条件に記載されている責任及び義務を負う投資家としての義務について認めます。私は、投資に関する国際条約におけるカンボジアの権利留保について認め、登録申請された当該プロジェクトの登録証明書の更新または新規発行に必要な条件が、カンボジア開発評議会の裁量に基づいて審査されることに同意します。」

.....年.....月.....日作成

投資家の署名

または任意代理人³

³ その場合、委任状を提出しなければならない。

付属書 7.1

必要書類のリスト

GIP 登録申請書には以下を添付しなければならない。

- 1- 会社の定款
- 2- 取締役会構成員及び株主のカンボジア王国の管轄機関または組織による証明付きパスポートの写し（外国人の場合）
- 3- 取締役会構成員及び株主のカンボジア王国の管轄機関、公証人または弁護士による証明付き身分証明書の写し（カンボジア人の場合）
- 4- 外国人株主及び取締役の犯罪履歴証明書
- 5- 写真（取締役会構成員及び株主）
- 6- カンボジア王国の銀行が発行する登録資本金の 25%以上の資本金預託証明書
- 7- 株主が法人の場合は、以下の書類を添付しなければならない。
 - A- 当該法人の商業登記に関する情報を示す証明書の原本または謄本
 - B- 法人代表者の選任及びその代理権を証明する書類
 - C- 会社の評判を示す株主の略歴（自己申告書または管轄機関／組織が発行する書類）
- 8- 所在地を証明する書類（所有権証明書、賃貸借契約書、土地コンセッション契約書）
- 9- 投資場所の地図並びに生産棟、管理棟及びその他の施設のレイアウト
- 10- 上記情報が正確であることに関する自己申告書

付属書 8

投資法の施行に関する政令 2023 年 6 月 26 日付第 139 号

カンボジア王国政府
カンボジア開発評議会

番号：

カンボジア王国
国家 宗教 国王

.....

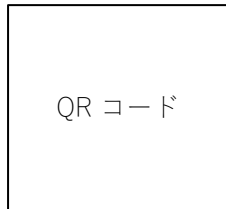
日付：

適格投資プロジェクト登録証明書

投資法に基づき、カンボジア開発評議会は、.....の署名日以降、.....に所在する投資プロジェクトの登録証明書を以下の内容で発行することを決定した。

- プロジェクト実施会社名：
- 登録番号：
- 主な条件及び優遇措置：添付の書簡（付属書 9）に記載された内容

署名・捺印



付属書 9

投資法の施行に関する政令 2023 年 6 月 26 日付第 139 号

氏名:

.....社の取締役宛

件名:プロジェクト登録の申請について

参考文献: - プロジェクト登録申請書 (受領日:))

-付投資法

-付投資法の施行に関する政令

- シングル・ウィンドウ・サービスの会議の考え方に従う

上記件名および参考文献につき、「カンボジア投資委員会」であるカンボジア開発評議会 (CDC) は、以下の内容・条件に従って、.....所在の.....プロジェクトを適格投資プロジェクト (QIP) として登録することを決定いたしましたので、お知らせします。

1- 以下の株主構成の.....年.....月.....日付会社定款を預ける。

-氏

2- CDC のデータシステムに、QIP の投資資本を.....米ドルと記録する。

3- QIP に以下の優遇措置を付与する。

-から.....年間の事業所得税を免除する。QIP は、事業所得税免除期間終了後、以下の割合で、納付税総額に対する事業所得税を支払う優遇措置を受けることができる。

- 最初の 2 年間、25%

- 次の 2 年間、50%

- 最後の 2 年間、75%

- 輸出志向型 QIP または裾野産業 QIP の場合
 - 建設資材、建設機器、生産設備、生産資材の輸入について、関税、特別税及び付加価値税は国家の負担とする。
- 国内志向 QIP の場合
 - 建設資材、建設機器、生産設備の輸入について、関税、特別税及び付加価値税は国家の負担とする。他方、生産資材については現行法令に基づいて税及び関税の義務を履行するものとする。
- その他の優遇措置は、現行法令に定められている通りである。

4- 貴社は以下の条件を満たす義務を負う。

- 管轄省庁または機関から建設許可を取得すること。
- 環境省の承認を得た環境保護に関する契約書または環境影響評価に関する報告書（EIA）を有すること。
-;
-

したがって、上記の指示に従ってください。

心から敬意を表します。

署名・捺印

付属書 10

投資法の施行に関する政令 2023 年 6 月 26 日付第 139 号

カンボジア王国

国家 宗教 国王

カンボジア開発評議会

カンボジア投資委員会

投資維持サービス申請書

A. 一般情報

- 会社名:
- 本社所在地:
- 電話番号:
- Eメール: ウェブサイト:
- 投資の場所:
- 本申請に関する担当代表者名:

B. 投資維持サービスの申請に関する情報

- 投資プロジェクトに関する様々な問題に関する相談
- 投資プロジェクトの実施に関する課題；
- 投資プロジェクトの実施手続きに関する課題：
 - 行政手続き
 - その他の問題:

C. 経緯の説明

.....

D. 保証

Unofficial Translation by JETRO

上記情報には、意図的な改竄はなく、事実であることを保証します。

つきましては、カンボジア開発評議会の皆様におかれましては、ご査収の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

__年__月__日

社長

署名